

平成22年第4回嵐山町議会定例会

議事日程（第1号）

11月30日（火）午前1

0時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告（藤野議長）

日程第 4 行政報告（あいさつ並びに行政報告 岩澤町長）

（行政報告 加藤教育長）

日程第 5 常任委員会所管事務調査報告

日程第 6 特別委員会所管事務調査報告

日程第 7 議案第59号 嵐山町一般職員の給与に関する条例等の一部を改

正するこ

とについて

日程第 8 議案第60号 嵐山町長及び副町長の給与に関する条例等の一部

を改正す

ることについて

日程第 9 議案第 6 1 号 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

の一部を改正することについて

日程第 1 0 議案第 6 2 号 嵐山町課設置条例の一部を改正することについて

日程第 1 1 議案第 6 3 号 嵐山町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を

制定することについて

日程第 1 2 議案第 6 4 号 嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正することについて

日程第 1 3 議案第 6 5 号 平成 2 2 年度嵐山町一般会計補正予算（第 3 号）議定につ

いて

日程第 1 4 議案第 6 6 号 平成 2 2 年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2

号）議定について

日程第 1 5 議案第 6 7 号 平成 2 2 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

2 号）議定について

日程第 1 6 議案第 6 8 号 平成 2 2 年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議定について

日程第17 議案第69号 平成22年度嵐山町水道事業会計補正予算（第2号）議定

について

日程第18 議案第70号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について

日程第19 請願の委員会付託について

出席議員（13名）

1番 畠山美幸 議員	2番 青柳賢治 議員
3番 金丸友章 議員	4番 長島邦夫 議員
5番 吉場道雄 議員	6番 柳勝次 議員
7番 河井勝久 議員	9番 川口浩史 議員
10番 清水正之 議員	11番 安藤欣男 議員
12番 松本美子 議員	13番 渋谷登美子 議員
14番 藤野幹男 議員	

○席議員（なし）

○会議に出席した事務局職員

事務局 長	杉 田 豊
書 記	久 保 か お り
書 記	石 橋 正 仁

○明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
高 橋 兼 次 副 町 長	
安 藤 實 総 務 課 長	
井 上 裕 美 政策経営課長	
中 西 敏 雄 税 務 課 長	
中 嶋 秀 雄 町 民 課 長	
岩 澤 浩 子 健康福祉課長	
簾 藤 賢 治 環 境 課 長	
新 井 益 男 産 業 振 興 課 長	
木 村 一 夫 企 業 支 援 課 長	
田 邊 淑 宏 都 市 整 備 課 長	
大 澤 雄 二 上 下 水 道 課 長	
田 幡 幸 信 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	

加	藤	信	幸	教	育	長								
小	林	一	好	教	育	委	員	会	こ	ど	も	課	長	
大	塚		晃	教	育	委	員	会	生	涯	学	習	課	長
新	井	益	男	農	業	委	員	会	事	務	局	長		
				産	業	振	興	課	長	兼	務			

◎開会の宣告

○藤野幹男議長 皆さん、おはようございます。第4回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しております。よって、平成22年嵐山町議会第4回定例会は成立いたしました。これより開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○藤野幹男議長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○藤野幹男議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 120 条の規定により、

第1番議員 畠山美幸議員

第2番議員 青柳賢治議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○藤野幹男議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

柳議会運営委員長。

〔柳 勝次議会運営委員長登壇〕

○柳 勝次議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第4回定例会を前にして、11月22日に議会運営委員会を開会いたしました。当日の出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として、藤野議長並びに出席要求に基づく出席者として、岩澤町長、高橋副町長、安藤総務課長、井上政策経営課長にご出席いただきまして、提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、条例6件、予算5件、その他1件の合計12件と
いうことでございます。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第4回定例会は本日 11 月 30 日から 12 月 6 日までの7日間とすることに決定いたしました。会議予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問については、受け付け順として、3日に、1番の金丸友章議員から6番の畠山美幸議員、6日に、7番の松本美子議員から10番の清水正之議員とします。

以上、議会運営委員会から決定いたしましたことをご報告申し上げます。

○藤野幹男議長 お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり、本日 11 月 30 日から 12 月 6 日までの7日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から 12 月 6 日までの7日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○藤野幹男議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。

町長提出議案、条例6件、予算5件、その他1件の計 12 件であります。

提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、追加議案及び議員提出議案も予定されております。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、9月定例会から10月までの議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、さきの定例会に委員会報告がありました。その報告の中の町政に関する要望事項等につきましては、町長あて要望を申し上げておりましたが、このほど回答がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、本職あて提出のありました請願第4号「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願書、請願第5号 高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書の採択を求める請願、請願第6号 後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める請願及び請願第7号 最低保障年金制度の制定を求める意見書の採択を求める請願の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で、議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○藤野幹男議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。

なお、町長からの行政報告にあわせて、本定例会招集のあいさつを求められておりますので、この際、これを許可します。

それでは、あいさつ、行政報告の順でお願いいたします。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、あいさつ並びに行政報告を申し上げたいと思います。

本日ここに平成22年嵐山町議会第4回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、当面する諸案件につきましてご審議を賜りますことは、町政進展のためまことに感謝にたえないところであります。

本議会に提案いたします議案は、条例6件、予算5件、その他1件の計12件であります。なお、追加議案を1件予定しております。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いましてその都度申し述べる予定であります。何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案どおり可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

次に、平成 22 年8月から 10 月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第 122 条による事務に関する説明書でご報告申し上げましたので、ご高覧願いたいと存じます。

なお、主なものとしたしましては、9月 12 日に、菅谷、平沢、遠山、千手堂地区を対象に総合防災訓練を実施をいたしました。当日は、議員各位をはじめ、消防関係機関、各地区消防防災会の皆様、区長さん、町民の皆様のご協力のもとに、参加者は 750 人を超えました。いつ起こるかわからない大地震をどのように備えるか、各種の実践的な訓練を通じまして、参加者のそれぞれに考えていただくきっかけづくりになったものと思います。

今後こうした訓練を実施をいたしまして、災害に強い、安全、安心なまちづくりに全力で取り組んでまいりますので、引き続き、議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、あいさつ並びに行政報告を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

加藤教育長。

〔加藤信幸教育長登壇〕

○加藤信幸教育長 それでは、教育委員会から 122 条による事務に関する説明書、3点ほどご報告、ご説明申し上げます。32 ページをお開きください。

32 ページの一番左上、学校教育関係、(1)就学時健康診断、来年小学

校1年生に入学予定者の健康診断ですけれども、今年度3校 155名の健康診断を実施しました。昨年より23名、現在のところ新1年生増加の見込みでございます。

続きまして、その次、3番目に幼稚園関係ありますけれども、来年度の嵐山幼稚園の入園児の募集、50名のところ38名の方が応募し、入園説明会を行いました。その後、1名辞退がりましたが、ここに来て数名の方が、転入予定者の方が入園したいというご希望もございます。今後、転入の方で就園を希望される方は50名の範囲内で許可をしていく予定でございます。

続きまして、33ページの中ほど、生涯学習課という欄がございます。1番目に生涯学習関係というところで、8月1日からずっと下を見ていきますと、10月30日、嵐山町健やか子育てフォーラムとございます。町民ホールで実施をいたしました。参加者総数が232名で、町民ホールのいすが足りなくて補充をさせていただいたところであります。天候が非常に悪い中でしたけれども、たくさんのご出席をいただき、また議員の皆様にもご出席をいただきまして、お礼を申し上げます。基調報告、子供の体験発表、パネルディスカッション等、初めての事業でしたけれども、社会教育委員さんの皆さん方の自主的な運営により、大きな成果を得ることができたのではないかなと思います。別刷りで、お手元に、嵐山町健やか子育てフォーラムアンケート結果というのが別刷りで行っていると思います。1枚物でございます。それは、232名の方で197名の方が帰られるときにアンケートにご記入いただいたもの

です。それぞれの1から4番目の項目について、感想なり意見をお寄せいただきました。なお、下のほうには、ご自由な意見ということで、このフォーラムに対して、ご感想を書きいただきました。これらをもとに、今後さらに、こういう子供の体験活動について、さまざまなお立場から、子供たちともかかわりを持っていただければという願いを持っております。

以上3点ご報告を申し上げます。

○藤野幹男議長 ご苦労さまでした。

以上で行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○藤野幹男議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

まず、総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

吉場総務経済常任委員長。

〔吉場道雄総務経済常任委員長登壇〕

○吉場道雄総務経済常任委員長 総務経済常任委員会より委員会報告をします。

朗読をもって報告にかえさせていただきます。

平成22年11月30日。嵐山町議会議長、藤野幹男様。総務経済常任委員長、吉場道雄。

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

記

本委員会は、閉会中の特定事件である「安全安心なまちづくりについて」を調査するため、10月21日並びに11月12日に委員会を開会し、調査研究を行った。

1 10月21日の委員会について

当日は、総務課から安藤課長、内田副課長、都市整備課から田邊課長、根岸副課長に出席を求め、説明を聞き、質疑、意見交換を行った。

最初に、安全なまちづくりには、どのようなものがあるか。社会状況の変化とともに、安全安心なまちづくりに求められている姿、施策が変容している中で、次のような「安全安心なまちづくり」がある。

- ・防災・防犯
- ・土砂災害
- ・交通安全
- ・公共の場の安全
- ・高齢者の安全
- ・暴力虐待・自殺問題

などあるが、今回は交通安全について調査した。

交通死亡事故については、平成18年1件、19年2件、20年2件で以後は、2年2カ月(26カ月)以上死亡事故ゼロと例のないよい記録が続いてい

る。

しかし、交通事故全体を見ると、高齢者の事故が多く発生し、また、国道254号バイパスが4車線化になり、圧倒的に人身事故が多くなっている。

嵐山町にかかわる交通安全組織は、嵐山町交通安全対策協議会、交通指導員、交通安全母の会がある。小川警察署関係では、小川地方交通安全協会嵐山支部、小川地区安全運転管理者協会、小川地区交通安全推進事務所協会、地域交通安全推進協議会、道路使用適正化協会小川支部の5つの組織がある。

嵐山町の交通事故の発生状況は、今年の9月までの人身事故81件、負傷者104人、物損事故266件。昨年の9月末の人身事故67件、負傷者83件と比べ、20%以上増加している。一方物損事故は297件で減少している。

この事故がどのような場所で発生しているか、市町村別の状況を見ると、嵐山町の人身事故81件のうち59件が交差点の事故で、構成率(72.8%)は県内市町村で一番高い状況にある。

次に、都市整備課の担当している部分の説明を受けた。

道路照明灯と防犯灯があるが、道路照明灯は夜間における交通安全を考慮して設置している。また、防犯灯は犯罪の防止を主な目的としている。

嵐山町の状況は、設置箇所合計1,489カ所である。修繕料は、年間300万円近くあり、大半は球切れである。道路照明灯・防犯灯の設置は、新

設分は区からの要望されたものについて設置。道路が新設になって必要な部分は町で設置する。

以上のような説明を受け質疑に移った。

主なものとして、

問 交通死亡事故が毎年あったが、平成 21 年以降ゼロとなっているが、減った理由を どう考えているか。

答 交通死亡事故が発生すると県警本部、小川警察署で原因を調査し、再発防止策が 講じられる。また、関係機関や団体の日ごろの交通安全活動のたまものと考えてい る。

問 カーブなど危険と思われるところに、赤い回転灯をつけられないか。

答 いろいろな器具があるので、警察と協議して設置している。

問 高齢者の事故が多くなってきており、啓蒙活動が必要だと思うが。

答 老人クラブ連合会と嵐山町、そして小川警察署で交通事故防止の協定を結んだ。 また、高齢者の交通安全教室や家庭訪問を実施している。

問 交通事故発生率の高い時間帯は何時か。

答 本年の状況から見ると、午前6時から 12 時。午後4時から8時に多く発生してい る。

問 スクールゾーンの指定はできないのか。

答 スクールゾーンの新たな指定は、地元との協議等、いろいろ難しい問題がある。

問 カーブミラーは区長要望か。1基どのくらいかかるのか。

答 区長要望である。片面(1面)約10万円、両面だと14万円ぐらいの費用。

2 11月12日の委員会について

当日は、前回の委員会に引き続き、安藤総務課長、内田副課長に出席を求め、「安全安心なまちづくり」について調査した。今回は、嵐山町の防犯について説明を受けた。

(1)嵐山町における犯罪発生状況

(万引き)

・ヤオコー嵐山バイパス店及びツタヤ嵐山店において集団万引きが多発。

平成21年26件、平成22年(10月まで)39件、13件増加。

(自転車盗)

・武蔵嵐山駅前駐輪場において多発。

平成21年42件、平成22年(10月まで)35件、7件減少。

(侵入窃盗)

・更衣室荒らし及び事務所荒らしが多発。空き巣ねらいは発生していない。

平成21年21件、平成22年(10月まで)8件、13件減少。

(車上ねらい)

・手口の大半は、駐車車両のガラスを打ち破り、車内にあるバッグ等を盗む。

平成 21 年 32 件、平成 22 年(10 月まで)20 件、12 件減少。

(自動車盗)

・比企地域で多発傾向

平成 21 年1件、平成 22 年(10 月まで)6件、5件増加。

(2)不審者の出没

10 月 31 日現在 10 件あり、町内においては、陰部露出事案が多発した。

(3)自主防犯パトロールの成果

10 月 31 日現在、町内における刑法犯の発生は 188 件、前年同期(223 件)と比較 すると、35 件も減少している。また、若干の変動はあるが「嵐山ナイトパトロール」発足等防犯活動が活発になった以降、犯罪の発生件数をピーク時の半数以下 に抑え込んでいる。

(4)振り込め詐欺

11 月8日現在、県内総件数 455 件、県内総被害金額6億 261 万円、小川警察署管内は、既遂2件、被害額 50 万円。

嵐山町は、本年は被害発生こそないが、依然として、振り込め詐欺の電話が多数あり、警察安全相談係には毎月数件の相談が寄せられている。

今後も高齢者が被害に遭わないように予防のため、啓発活動を継続する必要がある。

平成 21 年度の防犯活動の状況

○防犯活動団体

- ・区長中心(35)
- ・PTA(6)
- ・老人会(20)

○パトロールセンターボランティア 約 200 人

- ・菅谷小学校通学区域見守り 200 日

○ナイトパトロール 12 回(1回 40 人～60 人)

○青色回転灯パトロール車 町内巡回 133 回

○防災行政無線放送 25 回(振り込め詐欺)

以上のような説明を受け、質疑に移った。

主なものとして、

問 ジャンパーの貸与がふえているようだが。

答 各区の実情に応じてパトロール活動を実施していただいている。

問 見守りも高齢化している。区長さん、老人クラブ等にもお願いしても浸透しにくい 状況なのか。

答 自分たちの安全は自分たちで守る。自分たちの地域で活動するのが目標。行政中心でやるのではなく、地域、住民、NPO、企業、各種団体に

ご協力をいただき、協働の精神でやっていくのがこれからのまちづくりのスタイルである。

以上報告し、中間報告とします。

○藤野幹男議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ないようですので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

渋谷文教厚生常任委員長。

〔渋谷登美子文教厚生常任委員長登壇〕

○渋谷登美子文教厚生常任委員長 それでは、文教厚生委員会の報告をいたします。

報告書を既に提出しておりますので、報告書の朗読をもってかえます。

平成 22 年 11 月 30 日。嵐山町議会議長、藤野幹男様。文教厚生常任委員長、渋谷登美子。

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

記

本委員会は、「地球温暖化対策について」と「文教厚生常任委員会に関

係する施設とそれにかかる人的配置について」を閉会中の特定事件とし、10月4日、10月25日、11月16日に委員会を開会し、調査研究した。地球温暖化対策について、9月定例議会前の8月29日を最初として2名の方との意見交換会、10月9日、大妻嵐山学園において大妻中学生6名、高校生7名、10月21日、町民ホールにおいて農業者4名・林業者の方2名、10月28日、花見台工業団地管理センターにおいて花見台工業団地工業会の方7名、事務局1名、11月11日、商工会事務所において、商工会の方7名、事務局2名、11月12日、町民ホールにおいて、里地里山委員会の方5名、11月13日、嵐山町菅谷中中学生7名、玉ノ岡中中学生8名、指導主事1名の16名、計7回、意見交換を行った。意見交換は、最初にパワーポイントを使って、地球温暖化の現状・一般的な対策の情報を提供してから、話し合いを進めた。

1 地球温暖化対策について

(1)10月4日の委員会

① 埼玉県地球温暖化対策課に出前講座をお願いし、東京都との排出権取引の仕組みについて説明を受けた。埼玉県の地球温暖化対策計画では、原油換算で1,500キロリットルのエネルギー使用の事業者、店舗面積の合計が1万平方メートル以上の事業者、地球温暖化対策計画、実施状況報告書の提出が義務づけられ、目標削減率が定められており、基準排出量の目標に達成できない場合、排出量取引ができるというものである。利用可

能な排出量取引として、超過削減量、県内中小事業者の削減量、再生可能エネルギーのクレジット、県外大規模事業者の削減量、森林吸収クレジットが設けられ、東京都の排出量取引にも応じることができる制度の構築である。

② 10月25日の低炭素地域づくり条例プロジェクトの嵐山町視察ルート(役場庁舎→花見台工業団地→インターチェンジランプ内→古里→小川地区衛生組合じん芥処理施設→小川地区衛生組合し尿処理施設→平沢大店舗(カインズ・ベイシア)→小千代山→平沢土地区画整理組合→アイプラザ(昼食)→NVEC屋上→槻川の川の再生→鎌形堆肥施設→鎌形工業団地→根岸・將軍沢の遊休農地→川島地域→志賀2区→役場)を計画した。

(2)10月25日の委員会

低炭素地域づくり条例プロジェクト(気候ネットワーク・環境自治体会議・市民と議員の条例づくり交流会議よりつくられたプロジェクトチーム)のメンバー5人を参考人として、文教厚生常任委員会とともに町内を視察しました。これが、今し尿処理センターの視察をしているところだと思います。し尿処理センターでわかったことというのは、地元の菌を使って、曝気処理をするのですけれども、その曝気処理は、毎日連続で処理しなくてもよくて、菌を入れたことによって、何日か休むことができるようになって、これで少なくとも電気を少し削減できているということがわかります。

その前のところだったと思うのですけれども、これですね、焼却場では、

原油換算 750 キロリットルのCO2を排出しているということがわかって、一応、1,500 キロリットル以上のものは報告義務があるのですがけれども、小川地区衛生組合の場合は報告義務がないということがわかりました。

そして、次、お願いします。これもそうです、その次お願いします。これはNWECから見たところですね、NWECから見て、大体どういうふうなところに嵐山町の施設があるかということを見ていただいて、それから進んでいきました。見ているところですね。

次をお願いします。次なののですがけれども、ここは、その後、3時から意見交換会をしたのですがけれども、その写真です。低炭素地域づくり条例プロジェクトとの意見交換では、環境自治体白書 2010 の嵐山町CO2の排出量のことなのですがけれども、2007年度は1990年度よりも削減されている結果になっているが、その理由は、全国CO2排出量から産業形態・交通量・人口で割り出しているため、排出量の推定が難しいことが報告されています。これは、ちょっと重要なポイントなのなのですがけれども、そして、また嵐山町で温暖化条例に含められる要素として

- ① 定量的に温室効果ガス削減ができる対策・仕組みの構築
- ② 町内でよい仕組み、循環が生まれる対策・仕組みの策定
- ③ スポット的に取り組みができる対策・仕組みの策定

その3点を含む計画策定を条例に位置づけることが提案されました。

その中で、九都県市で太陽熱利用の温水器の普及について説明があ

り、太陽光発電よりも費用対効果が大きいことの紹介があった。給湯は、家庭のCO2排出量の13.4%であるため、太陽熱利用の効果があり、見直されているとのことである。

これは、九都県市から、気候ネットワークのほうに依頼が来ている調査事項のことをこちらに話してくれたというものです。

(3)11月16日の委員会。

① 10月25日に開催された環境省の地球温暖化対策のCO2の排出量の簡易測定について、出席された環境課担当職員より報告を受け、嵐山町のCO2の排出量測定について議論した。簡易測定では工業統計を活用するため、GDPがふえるとCO2もふえ、人口が減少するとCO2排出量も減少する。簡易マニュアルの嵐山町CO2排出量推定値は参考にはなるが、町が努力してもその努力が推定値には反映されないことがわかった。大都市では、職員数も多く、独自にCO2排出量推定量を計算できるが、嵐山町の現状では、独自に排出量推定値を出すことはできない。そのため現在は、条例にCO2排出量の削減目標を入れることはできないことがわかった。

② 7回の住民との意見交換会后、嵐山町の地球温暖化対策の条例について、留意する点について議論しました。

・8月29日の意見交換

これが8月29日の一般の方との意見交換会なのですが、これ

では、学校 の環境教育の必要性・数値にこだわる必要はないという意見であったが、文教厚生常任委員は、参加者が少なく町民の関心が低いという感想を持った。

・10月9日の大妻中高生の意見交換

次、お願いします。10月9日の大妻中高生との意見交換会です。大妻嵐山学園 では、中高一貫教育において環境教育を重視することが方針としてとられている ため、一貫した環境教育のプログラムがある。そのプログラムの成果を中高生から発表していただき、その後意見交換を行った。

これは、最初に中学生の意見発表会ですね。最初の分です。次お願いします。これは、中学生の発表で、その次が、高校生の発表です。その次が、環境委員会の発表なのですが、環境委員会というのは珍しいのですけれども、ほかの学校にはなかなかないと思うのですけれども、大妻嵐山のほうでは環境委員会というのがあって、地球温暖化とか環境全体に関する委員会をつくって、どのように環境をよくするかということを子供たちが研究しています。

生徒からは、CO₂の排出量の数字を確かなものとして提供してほしいという意見があった、また、アメリカ帰国子女の生徒は、アメリカでは地球温暖化についての授業はなく大妻に入学して学んだことが話された。生徒からは中学入学の生徒と高校入学の生徒ではCO₂の排出の意識が異なり、地球

温暖化対策については、習慣として身につけることが必要という意見があった。委員の感想としては、生き物、森づくりに親しみを持たれている。若い人の関心が強く頼もしい。希望が失望に変わらないシステムをつくることが肝要、環境教育の必要性ということが委員としての感想でした。

・10月21日、農業・林業者との意見交換

次、お願いします。10月21日の農業・林業者との意見交換会。農業者・林業者では、化石燃料を使っている人は少数であること、後継者の減少による緑化保全の衰退、里山を中心とした循環型農業の消滅が温暖化の原因と考えられること、里山の公道が荒れて、山の道がなくなり公道の役目を果たしていないこと、里山の育林に企業の後援が欲しいこと、農業へのCO2の影響を防ぐ対策、補助金等の必要性等、家でまきストーブを活用しているのでまきの利用を拡大する提案、職員みずからエコロジーをするためにノーカーデーが必要ではないかという意見があった。

・10月28日の花見台工業団地工業会との意見交換

次、お願いします。10月28日の花見台工業団地工業会との意見交換会。税との抱き合わせで排出対策が構築されると取り組みやすい、同様に排出削減に応じた減税政策ができると進む、地球温暖化対策というより、企業ではコスト意識による省エネが先行しているという意見が出された。文教厚生常任委員会では工業会における、県のCO2排出量の規

制対象とならない事業者はCO2排出量の把握を しようとせず、消費者との信頼を考慮して排出量把握をお願いする必要などの感想、 県の説明が不足しているという感想であった。

・11月11日の商工会との意見交換

次、お願いします。11月11日の商工会との意見交換ですけれども、ここでは県 連の指導によって女性部でCO2の排出量の把握、削減に取り組んでいること、 できることからやっていくこと、身近なエコ活動で啓蒙して意識改革を、ISO 21では価格が高いが、エコアクション環境 21は低廉な価格で取り組みやすいこと、 町で「里山の日」の企画があれば、町民が里山の整備に参加しやすいのではという提案があった。

・11月12日の里地里山委員会との意見交換

次ですね、11月12日の里地里山委員会との意見交換。長年、里地里山に整備に 関わっている方であるので、嵐山町の昆虫・植物の地球温暖化に対する知見 を話していただいた。文教厚生常任委員は、長年関わっている人の知見はどう かいという感想であった。

意見交換では、地域の活性化と緑の推進のコラボレーションが必要、緑の創出 を条文化することが必要、里地里山の整備システムの構築で、最終商品として里 山のものが売れるように商品の開発が必要、都心部との交流のためのコーディネ ーター・指導者の養成が必要、地主と需要者とのつながりを行政でつくれ、里地 里山の整備で生活できる基盤ができ

れば、山が荒れなくてよいという意見であった。

・11月13日の菅谷中・玉ノ岡中の生徒との意見交換

次、お願いします。11月13日の菅谷中・玉ノ岡中との意見交換。当日は、菅谷中・玉ノ岡中・文教厚生常任委員会のグループでそれぞれ、地球温暖化対策として、現在、近未来、6年以後どのようにすればよいかを話し合っ て発表する形式で意見交換を行った。新聞の切り抜きを用意している生徒もいて頼もしかった。

これは、今それぞれのグループで、どのようにしてやるかということを見交換している場所です。

次、お願いします。これも、多分菅谷中のところだと思います。

次、お願いします。これは、玉ノ岡中になると思います。

次、お願いします。これは、これからなのですけれども、意見発表しています。

生徒たちの発表は、これは菅谷中の発表だと思いますけれども、IHの活用、職員室の冷房の管理、身近なエコ、マイはし、マイバッグの提案、グリーンカーテン、国のエコ補助金の継続、24時間営業をやめる、落ち葉の腐葉土への転換、植林などの提案があった。

次、お願いします。これが玉ノ岡中だと思います。

次、お願いします。これは、文教厚生委員会の金丸委員が発表しているところです。

次、お願いします。子供たちで、それぞれのことに対して質問事項をしているというところです。

本委員は、嵐山町の教育で、身近に森林活動などを行っていることの成果であるという感想、もっと時間があればいろいろな意見が出たであろう、グループでの発表よりもっと個別の意見を聞きたかったという感想であった。

③ 議会で条例をつくることについて改めて議論があった。2050年までにCO2排出量を1990年度比80%削減できたとしても気温が2度上がること、2度の気温上昇は、生態系・人間にとって取り返すことができない分岐点になっており、他の自治体が行っていなくても、嵐山町でCO2削減に取り組むことのサポートをする仕組みをつくることで一步踏み出すことができるので、地方分権一括推進法制定後、議会の役割が大きくなっていることも踏まえ、条例化に取り組むことを確認した。

(4) 今後のスケジュールについて。

来年6月に地球温暖化対策の条例案を委員会から提案するため、以下のスケジュールで進めることにした。

12月中旬過ぎをめぐりに、前文、条例文たたき台を策定し、低炭素地域づくりプロジェクトにその案を送り、1月中旬までに、視察後の提案とともに、嵐山町条例案素案について意見交換をする。

2月中旬までに、条例案をつくり、嵐山町行政・議会全員協議会で意

見交換を行う。その後、条例案をつくり4月発行の嵐山町広報に掲載し、住民への説明会を開催し、パブリックコメントを行う。その後、条例案を見直し、6月定例議会に条例案を上程する。

なお、埼玉県では22年度中に森林による排出権取引の仕組みを構築する予定であるため、仕組みが発表され次第、埼玉県森づくり課の説明を求める。

(5) 今回の住民の方との話し合いは、土曜日、夜の開催が多く、県地球温暖化対策推進課の出前講座は急に依頼し、低炭素地域づくり条例プロジェクトチームの視察は、町内一巡をするなど、環境課、企業支援課、産業振興課、教育委員会、埼玉県、大妻嵐山学園の先生と生徒さん、関係団体の方、嵐山町中学生の協力が不可欠であった。多くの皆様のご協力に感謝している。

2 文教厚生常任委員会にかかる施設と人的配置について。

(1) 10月4日の委員会

移転後の社会福祉協議会とシルバー人材センターを視察した。

元菅谷幼稚園に移転した社会福祉協議会では、高齢者の方がラジオ体操に集まり、これから利用方法を皆さんで決めていくということであった。園庭がゆったりしていること、緑が豊かなためくつろげる雰囲気である。園庭の遊具は、老朽化し安全性を確認するには費用がかかることにより使用禁止になっている。おもちゃ図書館に来館する子供は3歳まで

が多いため、いずれ取り外すということであつた。おもちゃ図書館は、駐車場から直接入れる元教室2部屋のスペースである。

社会福祉協議会は園庭から入って、これ社会福祉協議会なのですが、靴を脱いで廊下を通り窓口に行くルートであるため、足の不自由な方には利用しづらく、建物の周囲のコンクリートの通路からマットを活用して直接窓口まで靴を脱がないで利用できるようにすべきであるという意見があつた。

次、お願いします。これは、事務所ですね、事務所の内部で話しています。これは、出先にある高齢者の方が集まれる場所で、これから、10月4日から始めますという意見、お知らせです。これがおもちゃ図書館なのですが、おもちゃ図書館の入り口です。おもちゃ図書館は、ちょっと2つの部屋に分かれていて、ちょうど真ん中に事務のスペースがあつて、ちょっと狭いかなという感じなのですが、こちら側がボールシャワーというものがあつて、次お願いします、こちら側に滑り台があるという感じになっています。

次、お願いします。ここが先ほどのところなのですが、やっぱり入り口が非常に難しく、これではちょっと車いすも厳しいかなというふうな感じで、そこにあるコンクリートのほう、とりあえず歩ける方に関しては、コンクリートのほうから直接窓口に入れるようにしたほうがいいのではないかという意見がありました。

次、お願いします。次は、シルバー人材センターなのですが、

シルバー人材センターは、元嵐山町立幼稚園の入り口から、直接、庭に自動車 で入っていけるように直されて、このようになっています。元園庭は駐車場に整備され、会員には利用しやすい。次、お願いします。元職員室が事務室になっていて、業務ごとに利用しやすいようにシルバー人材センターの会員によって直されています。このような形です。

次、お願いします。ここも、一応休憩室みたいな形ですね。

次、お願いします。これは、草刈り機が置いてあるコーナーです。

トイレは子供仕様であるが、予算がなく改修できていない。空間が広いので、以前と比較すると休憩・事務連絡と活用しやすいようであった。

(2) 11月16日の委員会

今後建設予定である七郷小の体育館、菅谷中の体育館について、地球温暖化対策として建設に当たって留意していただきたい点を議論した。

3 町への要望事項。

(1) 来年度の地球温暖化対策の住民への補助金は、太陽熱温水器設置もその対象に加えていただきたい。

(2) 菅谷中・七郷小の体育館の建設については、以下のことを希望する。

① 建築面積は、埼玉県地球温暖化対策建築の配慮指針の面積よりも少ないが、地球温暖化対策建築の配慮指針に準じた構造にすること

② 全面的な太陽光発電は財政的に難しいこともあり要望を控えるが、部分的に例えば玄関の照明等に太陽光発電を活用し、モニターを設置

し、教育的効果のある施設にすること

- ③ 照明はLEDを活用すること
- ④ 雨水を植栽への水やり、トイレの水洗化等に活用すること
- ⑤ 外壁をグリーンカーテンが活用できる仕様にする

以上報告し、中間報告とします。

ちょっと行き届かない点があって申しわけありませんでした。

○藤野幹男議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

第11番、安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) 地球温暖化対策ということで、極めて大事なことでありますが、幾つかご質問をさせていただきます。

地球温暖化のことでやっているグループなのですが、この低炭素地域づくり条例プロジェクトチームが嵐山町に来て、全町こう歩ったようですが、その方々の嵐山町に対する感想というか、地球温暖化の問題に取り組んでいるグループが嵐山町に来て、どんな感想を持ったのか、お聞きしたことがありましたらお願いしたいと思います。どんな評価をしていたか。

それから、この中で、CO2の数値、排出量、数値量の計算が、大都市では職員数が多く、計算ができるけれども、嵐山町の状況ではできないと。したがって、削減目標に値するその数値は出すことができないということがはっきりしたということなのですが、これは、今の段階ではそうなので、将来的

にもそういう状況になってくるのか、お伺いしたいと思います。

将来的には、何かもっと簡易なものが出てくるのではないかなというふう
に思っているのですが、その辺がいかげなのかな。現状ではなかなか難しく
て、排出量の推定というのはなかなか難しいということはわかりますが、とい
って、数値が入らないものをこれから条例化していくということが果たして意
味があるのかどうかと、そこまで考えた場合に、これはどうなのですかという
ふうにお伺いしたいと思います。

それから、11月16日の委員会で、今後建設予定である七郷小の体育
館、菅谷中の体育館について、地球温暖化対策として、建設に当たって留
意していただきたいという記述がありますが、地球温暖化対策という観点か
ら提言なのではと思いますが、ただ、具体的に、これからこの補正予算で設計の関
係のものが出てくるのですが、文教厚生委員会には、このどんなものをつく
るのか、説明があったのでしょうか。

どうなのですか、その説明があったかどうか。全協では、今後計画すると
いうことがございましたが、文教ではどの程度説明があったのですか。願
いいたします。

○藤野幹男議長 委員長、どうぞ。

○渋谷登美子文教厚生常任委員長 低炭素地域づくりプロジェクトの感想、
評論に関しましては、今後いただくということで、別に今の段階ではいただ
いていませんが、どのような形でというふうな形は、まず一番最初に欲しいと

言われたのは、条例の中でいろんなことがあるわけなのですけれども、とりあえず嵐山町でできることというのは、今教えていただいたといいますか、それに関して言えば、太陽光発電よりも太陽熱の温水器のほうが金額が安くて、効果が上がるであろうというふうなこととかですよね。

もっと人口減少していくので、これから20年後には、ちょっと今資料持ってきていないのでここに手元にないのですけれども、マクロの視点から嵐山町を見たときに、大体このような形のことがCO2の削減としては考えられるのではないかと、交通量の削減、交通量は、多分公共交通にするということは難しいので、CO2の削減は難しいのではないかとか、それから人口減少があるので、人口減少の分CO2の削減があるとか、そういった部分の形の評価というか、マクロの立場からの視点というのはありますけれども、視察をしてからの報告というのは、今現在ではまだいただいていません。それは今後になります。

次ですけれども、CO2の排出量なのですけれども、大都市と嵐山町では違うというのは、埼玉県では各電力量とか、それから電力によるCO2量とか、プロパンガスのCO2の排出量というのは、埼玉県全体でとらえていることができるのですけれども、嵐山町での電力量によるCO2の排出量は幾らかとかいうのとか、各プロパンガス会社は何社あるか、ちょっとわからないのですけれども、それぞれのプロパンガス会社がどの程度嵐山町にガスを供給していて、それによって、ガスがどの程度、ガスからのCO2量がどの程

度出ているかということが把握することが難しい、そういうことのために、嵐山町では現在把握することができないけれども、大都市の場合、例えば川越のようなところだと、独自にそういった排出量を求めることができるわけなので、職員がたくさんいるので。そして、店舗もたくさんあって、店舗にも行って、そこでどの程度排出しているものを売っているかということも確認できるわけなので、嵐山町の場合は、今の職員数ではそのことの対応はできないということですね。将来的に数値を出すことはどうなのかということなのでは、今の考え方なのでは、まだ具体的には話していないのですけれども、3月定例議会で、とりあえず、国に市町村でCO₂の排出量を推定できる仕組みをつくっていかないと、つくってほしいという意見書を出そうかなと思っているのですけれども、何しろ嵐山町、今の仕組みでは、工業統計を使ってCO₂の排出量を推定するしかできないという状況になっていて、それで将来的にはどうなのかと、削減値を出すことが難しいというふうに考えています。

条例化の意味ですけれども、もちろん、今の段階で、これは低炭素地域づくりプロジェクト条例も、嵐山町のCO₂の排出量を推定できて、そして、2020年ですか、中間値で何%削減するという形の削減の目標値をその条例に入れることがとても大切であるというふうに言っているのですけれども、それが現実的にはできないので、ではどのような形にするかという、例えば、どのような形でCO₂の排出を少なくするための仕組みを、サポートする

仕組みができるかとか、そういうふうなことですよね。

学校教育の中で、これは、また条例化の中身になってきますから、話になっていませんけれども、すべて太陽光発電を公共施設にも入れるとか、そういったことでCO2は少なくともなりますし、公共施設からのまず最初の削減というのが一番最初に出てきますし、これがないと条例化していくということは、条例化でCO2を改めて削減していくために町が動いていくということができないと思いますので、これは条例化の、必ずしもCO2の排出量の削減目標値がなくても条例化していくことがあり、そしてその中には地球温暖化対策推進計画を必ず入れることにしておりますので、その中で、ある程度のことは、削減値がなくても、何年後、何年後という形でできていきますし、条例の中に見直し規定を入れておけば、必ずその中に推定値が入るように、削減というか、嵐山町のCO2の排出量がある程度把握できるようになりますと、その中で見直しをすることができると思いますので、条例化の意味があると思います。

11月16日の委員会ですけれども、これは全員協議会で既に話がされておりますし、それについては改めて生涯学習課から説明を受けるほどのことでもなく、例えばふれあい交流センターについてもそうですけれども、CO2排出に関してのどのようなものを入れてくださいという要望事項は出していますし、説明があったかないかというのでしたら、説明はなかったけれども、全員協議会で聞いているということです。

○藤野幹男議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) わかりました。なかなか難しいということがわかりましたが、ただ、職員の数が多いとか少ないとかということは、市が人口が多かったり少なかったりするわけですよ。川越ではできるけれども、嵐山ではできないというのは、これは、その辺がちょっと理解、店舗だって多いわけですよ、川越は、職員も多いけれども。だから、何かちょっと、とらえ方が私には理解し切れないのですが、やむを得ないでしょう。

ただ、意見交換をかなり7回もやったわけですが、ここに参加した方も、何の会合、何を聞かれているのかわからないとか、いろいろな意見も聞きました。それでは残念だなというふうに直感はしたのですが、ただ、それだけ嵐山町で地球温暖化防止条例をつくるという、そういうことの認識までは、意見交換をした方が持っていないのではないかなというふうに、持った人もいないけれども、持っていない人のほうが多いのではないかなというふうに私は思っています。

幾つか質問してありますので、質問の関係でお聞きしますが、体育館のことについては、設計の話はなかったと。それは当然だと思うのですね。そういう中で、何をしてくれとか、そういうのを取り上げること自体が、私はちょっと、この時期的に、もうちょっと先で言うのだったらいいでしょうけれども、時期的に無理があるのではないかなと思います。

それが、やっぱり議会が提案されたものに対して意見を、提案されない

ものについても、それは意見は申し上げられるでしょうけれども、町のとにかく施設をつくる設定がわからないうちに、何かどうのこうの言うのは、ちょっといき過ぎではないかなというふうに私は思うのです。

この中にも4番目に、トイレの水洗化等に雨水を利用するというふうにも書いてありますが、これは雨水をトイレの水洗化にどういうふうにするのか、ちょっと理解が苦しむのですが、植木にくれるというならわかりますよ、だけれども、こういうことを委員会で決めたのですか、要望しようというふうに。その辺はちょっとお聞きしたいと思います。

それは、ポンプを使えばできるかもしれないけれども、雨水を水洗トイレに。

○**渋谷登美子文教厚生常任委員長** あちこちにあるのですが、いいや、聞いてからにしますから。

○**11番(安藤欣男議員)** ちょっと問題かなというふうに思っております。

答弁がありましたら、お願いします。

○**藤野幹男議長** 答弁をお願いします。

渋谷委員長。

○**渋谷登美子文教厚生常任委員長** 大都市の職員でも、大店舗がいっぱいあるからという形で、これは嵐山町の環境課の職員とも話し合いながら条例化についてやっていることであって、嵐山町の少なくとも環境課の職員が、今の現在で対応できないというものは条例の中には入れていくことは難しい

だろうというのが一つなので、それで言っております。

今現在でも環境基本計画、環境基本条例については、2年おくれの状況ですよね。そのくらい対応が、環境課ではハクビシンとかそういったものの対策に追われていて、政策のほうに回っていかないの、これは今現在、それでも、あとちょっと頑張ってもらったら何とかできるだろうというふうな条例化を目指していこうと思いますし、これは何というふうに答えたらいいかわからないのですけれども、大都市は大都市なりに、例えば川越市ですと、すぐそばに大学がありますよね。大学はあれ何ですか、東洋大学もあるし、それから東京国際大学もあるし、城西大学というのですか、そういうふうなものもあります。ですから、割とそういうふうな専門的知見を活用しやすい状況にあります。

千代田区もあるのですけれども、千代田区なんか法政大学とか、全部いろいろな大学がそろっているところです。あと、これ削減数値なのですから、削減数値を入れているところは、実は今現在の段階では、市の市町村条例の中では、今あるのは柏市の条例が一つあるのかなという感じで、あとは、ほとんどが地球温暖化対策推進計画の中に目標値として入れています。草津市の条例なんかも見たのですけれども、草津市の条例では、子供にわかりやすいことという形で、小学校3年生の子供にわかりやすいものをするというので、全部平仮名が振ってあって、そしてその仕組みづくりとか、協定をして、協議をして仕組みをつくっていくというふうな形になってい

ますし、それぞれの地球温暖化対策条例というのは、これは一番地域の特徴を出さなくてはいけないという形になっていまして、それで嵐山町の地域の特徴を出すために意見交換会を7回開いたということです。

それで、それはもうそれぞれの方が思ったと思うのですけれども、住民の方は、地球温暖化対策については意識がまだなのかなというのは、今の現状で、例えばこの9月からの報道を見ていますと、地球温暖化対策の報道には、余り少ないですよ。ですけれども、私、全部まだ読みこなしていないのですけれども、ニューヨークタイムズを読みますと、英語で書いてあるので、まだ全部読みこなしていないのですけれども、2100年までに70センチ海水が上がるというふうに言われているのですけれども、それが温暖化が進んでいるのもっと早く進むであろうというふうな形がIPCCなどで言われているという形になってきていて、非常に厳しい状況になっていることは確かなのですが、アメリカの共和党が勝ちましたよね、そのために一時的にダウンしているというふうになっています。

それから、11月16日の委員会の話なのですけれども、例えばこれは補正予算で設計をとるわけですよ。本年度中の予算でつくっていくというふうな形の説明がありますから、設計が済んでから、それからというふうな形では間に合わなく、特に言っていますのは、これは、埼玉県の地球温暖化対策建築の配慮指針は2,000平方メートル以上のものなのですけれども、七郷小については700平方メートルでしたっけ、600平方メートルで、菅谷

中については1,200平方メートルだったと思うのですがけれども、その分、壁の厚さを工夫したりとか、そういったふうな形を入れておかななくてはいけないので、これをあえて入れました。

それと、雨水を植栽への水やりはわかるけれども、トイレの水洗化に活用することは非常にということなのですけれども、これは、皆さんとの意見交換会のときに出したパワーポイントの説明の中にも入れておいたのですがけれども、京都地球環境センターでは、雨水を地下にためておいて、そしてそれを使っているとか、それから葛飾区とか江戸川区ではそのような雨水の利用がとても盛んで、そういうふうな形のものを実際に公共施設にも入れています。そういうふうな形のものというのがあります。

それで、それは、といから地下に、どの程度の大きさになるかわからないのですけれども、タンクを入れてその水を使っていくという形のもので、それは、嵐山町ではないかもしれませんが、いろいろなところで一般化されているので、もう少し、せっかく一般との意見交換会もやったのですので、全部の議員さんにも、実は来ていただきたいと思って入れておきましたけれども、どなたも議員さん、総務経済委員の方はいらっしゃらなかったのがとても残念ですが、そのような形で皆さんに意見交換をしております。

よろしいでしょうか。

○藤野幹男議長 安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) いろいろ聞きましたが、ただ聞いておって、ここで

私が続いてこの6月までのスケジュールというので出ているのですけれども、これは、意見交換会に出た方からも、そういうことを話したら、そういう必然性はないのではないですかというような意見もありましたし、いずれにしても、今COP16 がきょうから始まります。地球規模での話し合いが始まりますが、なかなかこれも合意になるまでは時間がかかる。また、国も法律の制定がおくれております。

そういう状況の中で、こんな小さな自治体がこれをやろうとしても、私はどんな条例ができるのか、大変難しいのではないかと、上がわからないうちに、下が何かやろうたって、それはもう無理な話ですよ。そういうものが一つあります。

それから、この地球温暖化防止条例を制定したということが、それは発信は当然されるわけですが、そのことが逆に、今嵐山町が企業誘致条例を、誘致のための条例を制定しなければいけない、そういう状況で、総務委員会では議論をいたしました。そうしますと、なかなか今こういう中で企業誘致をすることも難しい時代ですけれども、やはり中身がどういう中身があるかどうかはわからなくても、さっと地球温暖化防止条例がありますということだけで、かなり進出しようとする企業が、ここはこういうのもあるのかというようなイメージを与えるような心配を私はするのです。ですから、将来的には、さっき言った数値の削減等についても、何かわかりやすいマニュアルが出てくるのではないかと思うのですね、当然あると。そうしたときになって

つくったのでも間に合うのではないかなというふうに思っております。

ですから、私はそういうことで、この嵐山町が6月までにこれをつくるということに対しては、再検討すべきだというふうに思っています。これは、私の意見ですから、答弁要りません、以上です。

○**渋谷登美子文教厚生常任委員長** すみません、答弁させてください。

○**藤野幹男議長** ちょっと待ってください。

渋谷議員、どうぞ。

○**渋谷登美子文教厚生常任委員長** 答弁いたします。

地方分権一括推進法ができました。そして、地方からいろいろなことを始めようというふうになっています。この前もお話ししましたけれども、文教厚生委員会でもそのような意見があったのでお話ししましたけれども、情報公開条例は山形県の金山町から初めてできて、そして情報公開基本法になりました。そして、嵐山町はとても重要なことをやっているのですけれども、これは実は中嶋さんや井上さん、岩澤さんがつくってくださった犯罪被害者支援条例があります。これがもとになって犯罪被害者支援給付金法が新たに改正されて、医療費までつくっていくという形になった。これは、本当に嵐山町にとってはとても大きなものになっています。そういうふうな形になっている中で、あえて嵐山町がここでやる必要がないというふうなことを言われることの意味がわかりません。

それと、もう一つ、地球温暖化対策について、企業がそれを聞いた途端

に、誘致を撤回するような、入ってくるのを、進出を拒むというか、困るというふうな形に言うような企業では、逆に言えば嵐山町にとっては困るわけで、今はCO2の排出量削減と、それと企業とがセットになって新しい事業をつくっていく、新しい産業をつくっていくというふうな状況になっています。たしか総務経済委員会の前回の発表でも、環境対策についての補助金というのですか、そういったものがかかわっていたと思います。そのために、なぜこのような発言を、6月議会を前にしてやらないほうがいいのか、検討しないほうがいいのかというふうな意見が出てくるのか、非常に文教厚生委員会に対して失礼な発言であると思いますので、撤回していただきたいと思います。

○藤野幹男議長 ほかに。

第1番、畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) 先ほどの話の中に、太陽光発電よりも、太陽熱温水器設置のほうが費用面ではかからないというお話がありましたが、太陽熱ということは、太陽熱を使って温水ということは、学校で温水にする必要性がどこにあるのか、お伺いしたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

渋谷委員長。

○渋谷登美子文教厚生常任委員長 すみません、太陽熱温水器というのは、学校ではなくて家庭に普及させていくということで、太陽光発電を学校に普及していくということで、そこについては、はっきりと書かれていると思いま

すけれども、そういうふうに書かれていましたか。私は、ちょっとそのところは、太陽光発電というふうに書いていて、太陽光発電は、財政的にも難しいのでというふうな形で書いていて、家庭で普及する分には、今、限度額が4万円ですかね、そうすると、4万円で、太陽光発電については、4キロワットぐらいの太陽熱発電をしようと思うと200万円から300万円、もっとかかるのですかね。それだけでも、太陽熱の温水器だと、設置が30万円から40万円なので、その分、全部の家庭に、計算の仕方なのですけれども、例えば太陽光発電を1世帯が200万円から500万円として、そして全世帯のうち10%が太陽光発電にすると、CO2の排出量がどのくらい減るかということ、たしか0.6%だと思うのですね。

○藤野幹男議長 9番、10番、ちょっと静かにしてください。

○渋谷登美子文教厚生常任委員長 そして、太陽熱温水器を10%入れるとすると、それは30万円ぐらいですよ、1基30万円で10%だとすると、今現在は、温水器によるCO2の排出量は13.4%ですから、10%の家庭が入れるとすると、現在よりも1.34%は金額も安くてできるので、非常に、太陽熱温水器を普及していくことのほうが、嵐山町では費用対効果として、あるという意味です。わかりました、だから、学校にというふうには言っていないと思うのですけれども。

○藤野幹男議長 よろしいですね。畠山さん。

○1番(畠山美幸議員) 大丈夫です。

○藤野幹男議長 ほか。

第12番、松本美子議員。

○12番(松本美子議員) それでは、事細かく報告等があったと思っておりますし、また文教さんも特定事件に上げまして、しっかりと取り組んできたのかなというふうにも印象的には思っていますが、各諸団体で皆様方をお願いをして、夜ですか、各団体等に分かれて意見交換というようなことのように、若干人数的には、多いからいいとか、少ないから悪いという意味ではなく受け取ってほしいのですけれども、少し少ないかなというふうには感じていますが、これは各団体の中での意見交換の中と、それから文教の常任委員会の委員さんの中での議論になってくると思うのですけれども、その辺を今後どんなふうにして、これからのスケジュールの方向へ進んでいくのか、これで1度各団体との交換をやったから、あとはよろしいのだから、また引き続き、中間報告ですから、その辺の対応も重ねていくのか、人数は、各団体は、どの程度のところまで、例えば委員会の中でしたら、委員さん全員の方をお願いをしたとかというような方法があったと思うのですが、その辺をお尋ねさせていただきます。

それと、2のほうになると思うのですが、今のは地球温暖化の関係ですが、常任委員会のほうで施設と人的配置というものの報告がありました。それは、施設に関しましては、もとの幼稚園の関係の社会福祉協議会のところがそちらへ移ったというようなことです。それと、シルバーの関係も報告等

がありましたけれども、これは、施設の内容について、それから、これからの改善についてはあったと思っていますが、人的配置の部分については、少し抜けているかなというふうに私は感じたのですけれども、この部分を答弁いただければと思っておりますので、お願いします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

渋谷委員長。

○渋谷登美子文教厚生常任委員長 まず最初に、CO2のこの関係ですけれども、意見交換の関係ですけれども、意見交換については、一般の方については、広報で公募をした形です。そして、それぞれの意見交換に関しましては、大体7人ぐらい、文教厚生委員会と同じぐらいのメンバーでお願いするというふうになりました。

というのは、そのぐらいではないとやっぱり意見交換するのには難しいだろうなというふうな形ですので、皆さんで出られる方で、7人ぐらい来ていただければという形でお話しています。その中で、夜ですので、皆さんやっぱりすごく大変だったのは、よく来ていただいたなというふうに思っています。

本来でしたら、もっと嵐山町議会のほうに予算もあって、そして人を頼むことができましたらアンケート調査とか、そういったコンサルを頼んで、そしてお金を使ってそういった細かいリサーチができるわけですけれども、今回の場合は、そういうふうな文教厚生委員会の場合は、とりあえず、議会の委員会で住民の方のリサーチをするというのは余りしたことがないものですから、

そのような形でのリサーチを進めさせていただいてまして、これについては中間報告ですけれども、6月という定例会の期限を、あらかじめ条例で上程の期限を決めていますので、もう一回やればいいのですけれども、それは残念ですから、皆さんのところに来ていただいた方とかには、少なくとも、条例案みたいな形をお示しする形が一番いいのかなと思っていて、その後、4月にパブリックコメントをして説明会をして、という形で進めていく予定です。

委員数が少ないかどうかというのは、ちょっと何とも言えないのですけれども、もっと多くの方が参加されればいいでしょうけれども、議会は条例をつくるに当たって、議員は嵐山町の代表として嵐山町の問題をつくっていくという視線に立ちますので、今までの皆さんの意見を聞いた中から、そして条例としてどのような形がふさわしいかという形でやっていくので、ちょっとどういふふうな意味で、その委員の数がというのを言われたのかわからないのですけれども。

○12番(松本美子議員) 委員の数は聞いていない。

○渋谷登美子文教厚生常任委員長 委員の数とおっしゃった。

○藤野幹男議長 人数が少なかったのではないですかと言った。

○渋谷登美子文教厚生常任委員長 人数が少なかったのではないですかというのは、もう少し人数が少ないということ言えば、例えば町の審議会なんかもそのような形で進んでいますし、どのくらいの委員がいいというふうな適当さは考えられないのですけれども、とりあえず考えたのは、普通人が意見

交換をするのには7人から15人ぐらいが適当であるというふうに言われていますので、その人数で、文教厚生委員会プラスほかの方で7名から8名、そして中学生や、大妻のほうに関しましては、大妻のほうで人数を出していただきました。中学生に関しましては、子供と大人とが対等に意見が話し合えるようにというふうな形で、あえて子供も中学校ずつが7人ずつで、一緒になって意見交換をするという形ではなくて、中学生ずつで菅谷中学校と玉ノ岡中学校で話し合っ、それを出していただくという形をワークショップの形をとらせていただきますけれども、人数が少ないのではないかというふうなことを言われると、何とも言えないなと思いますけれども、あと次は何でしたっけ。

○藤野幹男議長 施設と人的配置。

○渋谷登美子文教厚生常任委員長 施設と人的配置に関しましては、去年の10月からのずっと一連したものですので、今回に関しましては、転居した場所を視察して、そして、その転居した結果の評価を文教厚生委員会でしていくという形で視察をしていて、ずっとまだ続いていくものですから、人的配置のほうをしていなかったと言われたら、そうですかとしか答えようがないし、シルバー人材センターと、もともと社会福祉協議会は、嵐山町のかかわっているものであるとしても嵐山町の直接のものではないので、人的配置についてまでは言えないというふうに考えています。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) 私が質問したのは、報告では受けておりますが、ただいまの答弁は報告書の中に書いてあります。ですから、それは、今さら答弁していただかなくてもわかっています。

それでなくて、各団体に、いわゆる委員長報告で、今の答弁ですと7名ぐらいが妥当だろうということで7名に絞らせていただいたということであれば、そういったお願いをしたのですかということが聞きたかったのですよ。1つの団体に7名、もっと少ないところもあるという報告もありますけれども、それが妥当だと言われればそれで仕方がないですけれども、もっと多くの方たちに、1つの団体として、せつかく補正まで組んで、文教さんも今回は予算計上するわけですよ、これから。ですから、そういった点では、7名なんて絞らないで、各団体にはもっとの人数がいるのでしょから、もう少し大勢の方に来ていただけませんかというふうな呼びかけをしたのか、あるいは、7名ぐらいで結構ですから7名ぐらいお越しいただきたいというふうにお願いをしたのかって、そののところが根拠を聞きたかったのです。

人的な配置につきましては、まだこれからということであれば、中間報告ですから、答弁も結構でございます。

○藤野幹男議長 渋谷委員長。

○渋谷登美子文教厚生常任委員長 それぞれの団体には、依頼書という形を出しています。それで、依頼書には、どのような方がよいかという形で、例えば商工会だったら女性の方を1人入れてくださいとか、そういうふうな形

で、全員出てくださいというふうな形ですと、意見交換会ですので、やっぱり15人ぐらいまでが限度かなというふうに思っていますので、公聴会ではないし、パブリックコメントをとるわけでもないの、そのくらいで適当なのかなというふうに判断しています。

それは、大体15名ぐらいが、意見交換というか、人と話をするときが一番話しやすい人数であるというふうに、大体皆さんで定説といいますか、決まっているようなことなので、16人になっても17人になっても、それはやりやすいのかもしれませんが、あえてたくさんの方を呼ぶ必要はないというふうに思った次第です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) 7名ぐらいに絞ったということはわかりましたけれども、私が申し上げたいのは、この意見交換をある程度もとにして温暖化条例という大切なものをつくっていくというふうに思っていますので。もちろんそうでなかったら、何のためにやったのかっていうことは無になりますから、それでしたらば、せっかくの団体さんに、これからつくる大切な条例について、7名だ、5名だなんていうことでなくて、いろいろな方のご意見を聞いたほうがよかったかなと、そんなふうに私は思っていましたので質問させていただきました。答弁は結構です。

○藤野幹男議長 ご苦労さまでした。ほかにないですね。お引き取り願います。

以上で常任委員会所管事務の調査報告を終わります。

なお、常任委員会所管事務調査報告の中に、町に対する要望事項等がございますので、これの取り扱いについては、議長に一任願いたいと存じます。

もう少し辛抱をお願いします。

◎特別委員会所管事務調査報告

○藤野幹男議長 日程第6、特別委員会所管事務調査報告を行います。

議会活性化特別委員会の調査報告を委員長に求めます。

清水議会活性化特別委員長。

〔清水正之議会活性化特別委員長登壇〕

○清水正之議会活性化特別委員長 それでは、議会活性化特別委員会から報告をいたします。

朗読をもって報告にかえさせていただきます。

平成22年11月30日。嵐山町議会議長、藤野幹男様。議会活性化特別委員長、清水正之。

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

記

1 調査事項

議会活性化の調査・検討について

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件である「議会活性化について」を調査するため、10月6日、10月22日、11月11日並びに11月18日に委員会を開催し、調査研究を行った。

(1)10月6日の委員会について

当日は、工程表について検討した。条例制定については、平成23年6月定例会に議会基本条例(案)を提出することとし、逆算方式で日程を決定することとした。したがって、11月号「議会だより」に基本条例の特集を掲載、2月号「議会だより」と町のホームページに条例(案)と住民との意見交換会の日程を掲載することとした。また、住民との意見交換会は、来年2月中・下旬とし、パブリックコメントは4月に行うことに決定した。

なお、執行部との協議は随時行い、原案確定を5月とした。こうした日程からして、12月中には素案を決定する。

(2)10月22日の委員会について

当日は、「政友会」、「議員有志」の2グループからそれぞれの条文(案)を提出していただき検討した。条文決定に当たっては、全会一致を原則にし、それぞれの条文について比較検討した。今後は合意できることから進めることに決定した。なお、国会に提出されている「地方自治法の一部を改正する法律(案)」について局長より説明を受けた。

(3)11月11日の委員会について

当日は、午前中行ったわけですがけれども、議員全員協議会で町から提案された 来年度の機構改革に基づき、議会事務局の体制について検討した。町からの提案 は、①事務局の人員を増員すること。②監査委員会、公平委員会、固定資産評価 審査委員会の事務を議会事務局で行うことである。検討の結果、町からの提案ど おりとし、ただし、臨時職員は、現行どおり1名を配置するよう町に要請するこ ととした。

条例(案)については、精査・検討の結果、以下の条文が合意された。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則) 第2条中の第1号、第2号、第3号及び第5号

(議員の活動原則) 第3条中の第1号から第4号まで

(議会改革の推進) 第4条の第1項から第3項までのすべての条文

(会派) 第5条の第1項、第2項のすべての条文

第3章 町民と議会の関係

(町民参加及び町民との連携) 第6条中の第1項から第4項まで

第4章 行政と議会の関係

(町長等との関係) 第8条中の第1項及び第2項中の第1号、第2号まで

(議会審議における論点情報の形成) 第9条中の第1項中の第1号から第6号まで

(政策立案及び政策提言) 第 10 条中のすべての条文

(決定事項の追加) 第 11 条中の第1号から第3号まで

第6章からは2つのグループの、それぞれの章と条文が違いますので、
こうした言い回しをしています。

第6章若しくは第5章 議会運営

(議会運営) 第 13 条若しくは第 12 条中の第1項まで

(委員会) 第 14 条若しくは第 13 条中の第1項、第2項まで

第7章若しくは第6章 議会の機能強化

(議会の機能強化) 第 15 条若しくは第 14 条中の第1項まで

(交流及び連携の推進) 第 18 条若しくは第 15 条のすべての条文

(議会事務局の体制整備) 第 19 条若しくは第 16 条のすべての条文

第8章若しくは第7章 政務調査費

(政務調査費) 第 20 条若しくは第 17 条中の第1項まで

第9章若しくは第8章 議員定数、議員報酬、政治倫理

(議員定数) 第 21 条若しくは第 18 条中の第1項及び第3項

(議員報酬) 第 22 条若しくは第 19 条中の第1項まで

(政治倫理) 第 23 条若しくは第 20 条の第1項、第2項のすべての条文

第 10 章若しくは第9章 最高規範性で見直し手続き

(最高規範性) 第 24 条若しくは第 21 条の第1項、第2項のすべての条

文

(見直し手続き) 第25条若しくは第22条の第1項各号、第2項及び第3項のすべての条文

附 則

(施行期日) 第1項の施行期日まで

以上です。

(4)11月18日の委員会について

前回の委員会に引き続き、条文(案)について検討した。最初に第7条の情報公開について検討した。情報公開の基準については、政友会は「嵐山町情報公開 条例」とし、議員有志は「別に定める基準」としている。議員有志の提案は①議会の公開3項目、②議会情報閲覧6項目、③議会ホームページ8項目、④議会だより8項目である。委員会では議員有志の基準を提案・説明後、審議に入った。しかし、合意には至らず、次回に持ち越すこととした。

次に、第4章 行政と議会との関係(町長等との関係)第8条中の第2項第2号及び第3号について検討した。第2号では「本会議における一般質問は、広く 町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うものとする。」こと。第3号では「議長から本会議に出席を要請された町長等は、議長の許可を得て、議員の一般質問に対して質問趣旨の確認等のため反問することができる。」との合意がされ、決定した。ただし、「町長等の反問は逆質問ではないこと。」との確認事項を決定した。

以上報告し、中間報告とします。

○藤野幹男議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ないようですので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

審議の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。午後の再開は、午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時38分

再 開 午後 1時30分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第7、第59号議案 嵐山町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第59号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げ

ます。

議案第 59 号は、嵐山町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正することについての件でございます。

埼玉県人事委員会勧告に準拠して、一般職員に支給する給料及び期末勤勉手当の額を減額するため、嵐山町一般職員の給与に関する条例及び嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

安藤総務課長。

〔安藤 實総務課長登壇〕

○安藤 實総務課長 それでは、議案第 59 号につきまして、細部説明をさせていただきます。

参考資料をごらんになっていただきたいと思います。今回の給与改定の概要でございますけれども、大きく4点ございます。そのうちの1点が給料表の改正でございます。民間との4月1日現在の給与状況を調査した結果、民間との格差が生じているということでございまして、その生じている格差について給料表を改定をするというものでございます。1級から6級までございまして、ここにございますように、それぞれの級の平均改定率が出てございま

す。6級全体の平均改定率が0.052%の減額というものでございます。

次の表の調整対象外職員の号級表、これは給料の改定がない級でございまして、若年層については給与改定はございませんでした。中高年齢層につきまして民間との格差が生じているということでございまして、その格差を引き下げるというものでございます。1級につきましては、1号級から93号級、これについては給与改定がございません。以下、同様にござらんになっていただきたいと思えます。

技能労務職員の給料表につきましても同様でございまして、説明のほうは省略をさせていただきます。

2点目が減給補償対象職員に対する措置でございまして、平成19年4月の給与構造改革におきまして、減額の大きかった職員、その職員については、改定前の給料が補償されているという状況にあるわけでございまして、そういった職員についても、同様に引き下げの措置が講じられるというものでございまして、その率が100分の99.53を乗じて得た額に引き下げるという内容でございまして。

次に、3点目でございまして、期末手当及び勤勉手当の引き下げでございまして。これにつきましては、年間通じて0.2月分引き下げるものでございまして、22年度の引き下げについては12月期で、23年度以降につきましては、6月期、12月期の支給率を調整をして、0.2月分引き下げるという内容でございまして。再任用職員については省略をさせていただきます。

思います。

最後に4点目でございますけれども、平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置ということでございまして、本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る官民格差相当分を年間給与で見ても解消するというものでございまして、4月の給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当にマイナスの0.16%というものを乗じて得た額を引き下げるというものでございます。それから、もう既に6月に支給された賞与につきましても、同様の率を乗じて得た額を引き下げるというものでございまして、合わせた額を12月の期末手当から減額を調整をするという内容でございます。

その他の資料につきましては、ご高覧をいただきたいと思っております。

以上で細部説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 毎回討論等でも申し上げているわけですが、給料が下がって、購買力が下がると、また日本の経済は私はよくなる方向にはないというふうに思うのです。住民感情やちょっと財政のことを考えれば、それは下げたほうがいいというふうには思うのですけれども、やっぱり今の経済状況というものをしっかり認識して、私はやるのが大事だというふうに思うのです。それをちょっと先に前置きしておくのと。この4番目の事実

上の遡及も、昨年課長のほうに質問をして、明確な答弁ではありませんでしたが、苦しいのだろうなというふうに、答弁が思いますので、今回はこれいいのですけれども、これで定着してしまうのかという思いがいたします。そういった点をちょっと前置きして、ご質問ですが、今回の給料で、最大幾ら下がるのか、金額をお聞きしたいと思います。最大と最小、期末手当も同じ質問です。

それから、組合の同意を得ているのか伺いたと思います。そして、この後の予算でも出てくるわけですが、総額で幾ら人件費が下がるのか、お調べでありましたら伺いたと思います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 このたびの給与改定によります引き下げ額でございますけれども、職員の最大の引き下げ額でございますが、最高で12万8,800円の減額、最低で3万1,740円の減額ということでございます。

それから、期末勤勉手当でございますけれども、最高が12万3,668円の減額、最低が3万1,740円の減額ということでございました。組合との関係でございますけれども、了解をいただいております。

それから、総額の影響額でございますが、職員全体で各会計に分かれておりますけれども、1,187万1,000円の減額ということでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 嵐山町のラスパイは幾つになっているのでしょうか。また、ラスパイレス指数というのはどういうものなのか、まず先にお聞きをしておきたいというふうに思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 職員のラスパイレス指数につきましては、国家公務員を100とした場合に、嵐山町の職員の給与水準が幾つになっているかと、簡単に言うとそういうことございまして、ただ、その算出をするに当たっては、学歴別に5年ごとの年数の区分によって細かに算出をするというふうなことございまして、それを平均したものがライパイレス指数ということで、一般にも公開をされているというものでございます。

なお、平成22年のラスパイレス指数でございますが、嵐山町は100.6ということございまして、昨年に比べますと1.1ポイント上昇してございます。

以上です。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 今一般的に非正規の人だとか、職についていない人たちがいっぱいいるわけですね。昨年も人事院勧告についてはマイナ

ス勧告というふうになったと思うのですが、そういう面では、特に若い人たちの就職率というのが非常に下がってきていると。また、最低賃金そのものもなかなか上昇しないという中で、昨年では、その影響が民間の中に実際に春闘の問題でも、ベースアップの問題でも影響が出てきているというふうに思うのですけれども、ここでまた人勧が実施になるということでは、また来年の民間に対する給料の影響がまた出てくると。

先ほど川口議員が言われたように、公務員が下げたから民間もという、このサイクルはなかなか脱却できないでいる。したがって、経済そのものがなかなかよくなりません。日本の国の中で需要そのものが伸びてこないということになるのだと思うのです。

今総務課長答えてもらったように、最高限度額、ここ単純ではないかと思えますけれども、年間 25 万円の削減がされるということになるわけです。そういう面では、今回ある面だと1カ月分の給料ぐらいが、この 12 月の一時金の中で削減をされる。給料については、それが続くわけですから、そういう恐らく 40 前後の人の1カ月分の給料が今回の一時金でなくなってしまうのではないかなというふうに思うのですが、特に4級、5級、6級の削減額が非常に高いと。この人たちは、本当に4級、5級の人たちというのは、一番かかるのは教育費になるのかなというふうに感じるわけですから、子育てのための費用というのが非常にかかる年代の人たちの削減額が多いというふうに思うのですが、この年間、今回の一時金で1カ月相当額の減額があ

るということに対して、町そのものはどういうお考えでいるのでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 先にちょっと川口議員さんのところでの説明不足の点があったのかなと思うのですけれども、先ほど申しあげました最高額、最低額について、職員1人当たりの金額は、最初申しあげたものは給与という形で、給料プラス手当というふうな形になっています。先ほど申しあげた12万8,800円の最高減額があるというのは給与でございまして、給料プラス期末手当というふうにご理解をいただきたいと思います。それから、そのうちの期末勤勉手当、最高で12万3,668円ということでございます。説明不足で大変申しわけございませんでした。

そういうふうな状況で、今回、平均ですと7万6,587円の引き下げになったということございまして、職員にとりましては大変大きいというふうにご考えております。ましてや、期末手当については、昭和38年以来、年間4カ月を下回ったのは47年ぶりというふうなことございまして、職員の家庭での子育てや、あるいはローンを抱えている職員もいますので、大きな影響があるというふうにご考えております。

ただ、我々の給料の根拠になっているのは何かというふうにご考えたときに、我々の給料は人事院勧告に準拠しているのだということが根拠で、それをもって給与が決定をされるというふうな仕組みもございまして、非常に残

念な結果ではございますけれども、やむを得ないというふうに考えておりました、来年度以降、この人事院勧告がプラスに転じていただければいいなど、そういうふうな希望を持っているところでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) そうすると、12万8,000円というのが、高卒初任給よりもまだ安いかなというふうに思うのですが、今国は、今課長が言われたように、人事院勧告そのものを廃止をして、人事院勧告のためになかったスト権を公務員に与えようという動きも出てきているわけですね。そういう面からすれば、国そのものは、この人事院勧告そのものが、こういう経済状況の中である一定度見直しを迫られている状況もあるのではないかなというふうに思うのです。それだけ、公務員だけではなく、民間に対する影響も、国そのものが考えざるを得ないという状況になってきていると思うのですが、今度の、これからの国会の中でどうなるかわかりませんが、人事院勧告そのものの是非が今国会の中でも問われているのだらうというふうに思うのです。今回まだ国そのものは人事院勧告を国会の中で決定はしていないわけですが、もう既に県そのものは、この定例会の中で通ったという状況ではありますけれども、やはりこの人事院勧告そのものが今国で検討されているように、公務員だけではなく、民間に対する影響額も当然あるという中から、人事院勧告そのものの見直しが今図られようとしているわけですから、

ども、同時に冒頭お話をしたように、今民間格差という形で人事院勧告がされていますけれども、この民間格差と言われるベースに乗っていない人のほうが、かなり多くの部分がこの民間の給料の査定に乗っていない人たちも相当いるわけです。それは、非正規労働者と言われる人たちやパートの人たち、そういう部分では、この底上げをやっていかない限り日本の経済ってよくならないと思いますし、この最低賃金制についても、パートの賃金についても、この人事院勧告が影響をしてくと。まさに人事院勧告そのものが、民間を含めた労働者の賃金をどんどん、どんどん切り下げるという状況になっていると思うのですが、そういう面では、そういう影響というのが、去年、そして今年になるわけですが、では去年のベースを含めてこの2年間の削減額というのはどのくらいになるのでしょうか。少なくとも去年もマイナスになっていますし、今年もマイナスと。2年間通じて、2年間の給料、それから一時金含めて1人当たり最高額、あるいは平均でどのくらいになっているか、もし計算ができていたらお話をいただきたいというふうに思うのですが。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 清水議員さんご指摘のとおり、昨年と今年と2年間続けた引き下げでございまして、公務員にとりましては大変厳しい内容となっております。金額については、昨年もたしか同額程度の削減があったというふうに記憶しておりますけれども、昨年の数字については細かな数字は

持っておりませんが、今年の金額と大体同じぐらいだったかなというふうに思っております。大変我々にとるとありがたい議員さんからのお話でございまして、できれば引き下げをしてほしくないわけですが、新聞によりますと、公務員の全体の給料を2割削減するなんていう大変厳しい内容のお話もされておまして、今後非常に将来に対して公務員は不安を抱いて仕事をしているのではないかなというふうに思っております。我々としては、人事院勧告に準拠した形でやっていくのはやむを得ないなというふうに思っておりまして、できれば、先ほどと重複しますが、その厳しい内容のこれから人事院勧告ではなくて、展望のある明るい将来が描けるような勧告が出ていただければ大変ありがたいというふうに思っております。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより、第59号議案 嵐山町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○藤野幹男議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第8、第60号議案 嵐山町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第60号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第60号は、嵐山町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正することについての件でございます。埼玉県人事委員会勧告に準拠して、一般職員に支給する期末勤勉手当の額を減額することに伴い、同様の措置を講ずるため、嵐山町長及び副町長の給与に関する条例及び嵐山町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

安藤総務課長。

〔安藤 實総務課長登壇〕

○安藤 實総務課長 それでは、議案第 60 号について細部説明をさせていただきます。

改正条例をごらんになっていただきたいと思います。第1条でございますけれども、第1条、第2条、町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正でございます。3条、4条につきましては、教育長の給与等に関する条例の一部改正でございます。改正内容は、一般職員と同様でございます、12月の期末手当を0.2月分削減をいたしまして、平成23年度以降につきましては、6月の期末手当を0.05月分、12月の期末手当を0.15月分、合わせて0.2月分削減をさせていただくものでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 具体的に幾ら減るのか伺いたと思います。金額と、それで、幾らから幾らになるのかというのがわかりましたら伺いたと思います。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 それでは、お答えをさせていただきます。給与そのものについては減額はございません。期末手当を0.2月分、12月期で削減するものでございまして、その削減となる金額につきましては、町長、16万2,720円の減額、副町長、13万8,240円の減額、教育長、13万1,280円の減額となるものでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 先ほど職員は給料のほうを減額をするという、それを4月からさかのぼって一時金で相当数を払うという話だったわけですが、町長たちについては、特別給付という形で給与についてはそのままになると、一時金だけになるということになるわけですが、町長、自分たちの給与については、引き下げる考え方というのはありませんか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

ご質問の内容ですけれども、給与表の改定ということで表示をされている内容が変わるということでございまして、特別職のほうのものについては対象外ということでございます。その前の段階ですけれども、やはりいろんな手当等もあるわけでありまして、そういうものも含めて、私がお世

話になってから6年、7年目になるわけですが、職員の皆さんにいい話ができたことがないわけです。そういうような状況の中で経過をしてきているわけですけれども、人事院勧告というお話ありましたけれども、人事院勧告のその前の段階の日本全体のGDPがいつも言われることですが、1989年の12月に3万8,900円という、何ぼという日経平均の株価の最高値が出てから、20年間そのGDPが上がらない、500兆円、500兆円とよく言われますが、もう20年上がっていないわけですね。それで、その間、後進国と言われていたりした、中進国といいますが、そういうところがどんどん日本を追い抜いていくような状況下にあるわけです。そういうものもこの日本の経済発展ができない状況というのはどういうところにあるのか、私なんかにはわかりませんが、いろいろ言われているような内容のことについて、なかなか我が国で策が届かない、そういうようなことが結果として人事院勧告というように、そして企業との給与の格差というようになってきているわけです。それで、この人事院勧告の対象にする企業の数値にしても、今まで細かいところちょっとわかりませんが、人数が、従業員数が多いところをもっと下げて、そういうようなことを対象にして人事院勧告を決めてきたわけですが、それでも下げざるを得ないという状況下にあるわけで、大変残念な状況であるわけです。今回のあれにつきましては、職員の皆さんの給与表は下がるということで、町長だけは何だということですが、今回このようなことでお許しをいただければ大変ありがたいなというふうに思っております。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 先ほど減額率についてお話がありましたけれども、町長ほか三役というのか、四役というのか、基本給だけ教えていただきたいというふうに思います。

特別職ですから、私たちもその部類に入るわけですが、そういう面では、今の人事院勧告制度そのもののやっぱり欠陥なのかなというふうに思うのです。恐らく128人ぐらいの役場の職員が、等級の1等級の人たちの改定のない部分が入っているかもしれませんが、少なくともそのぐらいの人たちが、役場の正職員の人たちがこの人事院勧告で影響を受ける。まして、経験年数の多い人たちが影響額が多いというのが今度の人事院勧告です。私は危惧するのですが、こうした人事院勧告が進んでいくとなると、これは退職金にも年金にも影響してくるわけで、勧奨退職ということはやっていないのだとは思いますが、1年、2年早くやめたほうが将来の年金や退職金が多くなるというふうになってしまうのだと思うのです。町の住民サービスの点からすれば、そうした経験年数の多い人たちが、後輩を育てるような人たちが定年を迎えないでやめてしまうというのは、非常に町そのものも大変な損失になるのだらうなというふうに思うのです。そういう面では、私たちも含めて三役の部分は特別公務員という慣例から、人事院については全く触れられないし、それは自主的にということで今回出されているのだと思いますけれども、その三役の基本給だけ教えてください。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 町長の給料でございますけれども、月額 67 万 8,000 円、副町長 57 万 6,000 円、教育長 52 万 7,000 円でございます。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより、第 60 号議案 嵐山町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第9、第 61 号議案 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を議題と

いたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 61 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 61 号は、嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。埼玉県人事委員会勧告に準拠して、一般職員に支給する期末勤勉手当の額を減額することに伴い、同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第 10 番、清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 一般議員の給料というか、歳費については幾らになっているのでしょうか。また、その金額が嵐山町の職員の初任給、高校、それから短大、大卒、初任給との比較では、どのくらいに当たるのでしょうか。

○藤野幹男議長 これで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時01分

再 開 午後 2時09分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの清水議員の質問に対し、答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 大変貴重な時間をちょうだいいたしまして申しわけございませんでした。職員の初任給の関係でございますけれども、先ほどの議案の 59 号をちょっとごらんになっていただきたいと思います。この1級の 25 号級、17 万 2,200 円、これは大卒の初任給でございます。それから、短大卒の初任給、1級の 15 号級、15 万 2,800 円、高卒が5号級、14 万 100 円でございます。議員さんの報酬でございますけれども、22 万 4,000 円でございます。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより、第 61 号議案 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等

に関する条例の一部を改正することについての件を採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○藤野幹男議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第10、第62号議案 嵐山町課設置条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第62号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第62号は、嵐山町課設置条例の一部を改正することについての件でございます。第5次嵐山町総合振興計画を着実に実行するとともに、人口減少、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に的確に対応できる行政機構を構築するため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

安藤総務課長。

〔安藤 實総務課長登壇〕

○安藤 實総務課長 議案第 62 号の細部説明をさせていただきます。

今回の機構改革でございますけれども、平成 18 年の 4 月に行財政改革の実行を目指しまして機構改革を行ってから 5 年が経過をいたしました。この間の社会経済情勢の変化あるいは国の制度改正の動向、これらを踏まえるとともに、第 5 次の総合振興計画のスタートに合わせまして、町民の目線、立場に立ったわかりやすくより満足度の高いサービスを提供できる組織へと改組するものでございます。

また、機構改革に当たりましては、基本方針を定めまして、課長ヒアリング、職員アンケート等を実施をいたしまして、改革案を作成したものでございます。

それでは、改正条例をごらんになっていただきたいと思います。第 1 条の 2 号、それから第 2 条、第 3 条の改正でございますけれども、総務課と政策経営課の分掌事務をそれぞれ見直しを行いまして、内部管理的な事務につきましては総務課へ変更し、コミュニティー、防犯、防災、とりわけ行政区とのかかわりの深い業務につきましては、地域支援課という形で集約をいたしまして、協働のまちづくりの一層の推進を図るものでございます。

次に、第 1 条の 5 号及び 6 号、それから次ページの第 5 条、6 条、7 条の

改正でございますけれども、健康福祉課を健康いきいき課、長寿生きがい課に再編をするものでございます。今後高齢化がさらに進みまして、高齢者への支援はますます重要になると予測されるわけでございます。住民アンケートにおきましても、高齢者福祉に力を入れてほしいというのが施策のトップに挙げられております。このため、高齢者福祉部門を独立をさせまして、長寿生きがい課として、高齢者が安心して暮らせるような施策の充実を図るものでございます。

また、これまで町民課が所管をしておりました国保の保健事業、これを健康いきいき課に変更いたしまして、町民の健康づくりにかかわる窓口を一本化し、加えて保健業務にも工夫を行いまして、町民の健康に対する期待にこたえようとするものでございます。

次に、第1条の7号及び第8条の改正でございますけれども、来年4月に町民相互の交流、多種多様な活動の拠点といたしまして、ふれあい交流センターがオープンをいたします。この際、生涯学習部門を教育委員会から町長部局へ移管をいたしまして、名称を文化スポーツ課とするものでございます。

次に、第1条の8号及び第9条の改正でございますけれども、環境部門と農業部門につきましては、自然環境の保全をはじめ、有害鳥獣の捕獲など、関連する業務が実は大変多いわけございまして、このため、両課を統合いたしまして、規模の適正化、そして事務の効率化を図ろうとするものでござ

ざいます。

次に、第1条の10号及び第10条、第11条の改正でございますけれども、企業誘致を円滑に推進するために、開発にかかわる事務を都市整備課から企業支援課へ変更いたしまして、都市整備課の名称をまちづくり整備課と変更するものでございます。

附則でございますけれども、附則の1項は、施行期日でございます、来年の4月1日から施行するものでございます。

附則の第2項、以降12項まで附則で関係条例を改正してございますけれども、課名の変更等によります所要の改正をここで行うものでございます。参考資料につきましては、ご高覧をいただきたいと思っております。

以上で細部説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います、どうぞ。

第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 今回の機構改革ですけれども、1つは総務課の問題です。予算そのものを今までの政策経営課、今度は地域支援課、そこから総務課のほうに移すというふうになるわけですね。今までの政策経営課そのものが中心は、町の予算づくりが中心になっていたと思うのです。それを今度はそっくり総務課のほうに移すと。総務課のほうの仕事が減るといのは、主に防犯だとか、相談窓口だとか、そういった部分が減るようになる

とは思いますが、非常に総務課の仕事量そのものがかなりボリュームを持った仕事量になってくるというふうに考えられるのです。一般的な今の窓口からすると、一番副町長寄りの部分はそのまま残して予算面だけは持つてくると。課長のところの席のものが今度は要するに政策経営課のほうに行くという形になるのかなというふうに思うのです。だから、総務課の町の中に占める位置というのが、非常にこれからの仕事量そのものが多くなってくるというふうに思うのです。同時に、新しく名前が変わるので、よくわからないのですけれども、要するに産業振興課が今度は環境課と一緒にになると。ここも今まで2つの課になっていたのが1つになると。これは、もろに2つの課が1つになると。この総務課と産業振興課のこの位置づけというか、その仕事量そのものを、町はどのような考え方でこういう機構改革を行ったのかが1つです。

もう一つは、福祉の部分、健康福祉課の部分が少し分割をされました。健康増進センターの活用をどうするのだという話は今までもしてきたわけですが、今度3つに分割されるわけですが、健康増進センターの活用は、今までどおり庁舎の窓口で相談事業そのものも行うような形になるのか、あるいは健康増進センターとして新しくあそこを基盤にした活動を進めていくのかどうか、その辺も含めてお聞きをしておきたいというふうに思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 このたびの機構改革の基本方針でございますけれども、改革までの経緯につきましては、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。今回の基本方針は5点の重点目標を定めました。人口減少、少子高齢化、税収減等の社会経済情勢の変化に迅速かつ的確に対応できる組織、第5次総合振興計画に掲げる各種施策を着実に実行できる組織、役割と協働による地域経営視点のまちづくりをさらに推進できる組織、町民の目線の立場に立った便利でわかりやすく満足度の高いサービスを提供できる組織、職員一人一人が高い意識を持ち、持てる能力を最大限発揮することができる組織と、こういうふうな目標を定めまして、機構改革の検討を重ねてまいりました。

清水議員さんまずお尋ねの総務課と地域支援課の問題でございますけれども、ご承知のとおり、第5次の総合振興計画の第1番目に協働のまちづくりというものが今度入ってまいりました。今までは行財政改革の運営のことですから、第5番目に位置づけられたものです。5番目の柱に位置づけられたものが1番の柱に入ってきた。これは、やはりこれまですべて行政がお金のあった時代は、行政が行えた仕事を、今後は、町民あるいは行政区団体と連携して、協働のまちづくりというスタイルでやっていかなければならないというふうなことでございまして、これを今後のまちづくりでは、着実にこの辺を推進していかなければならないというふうなことでございまして、これまで

政策経営課が担ってきたどちらかといえば、昔の企画財政型の課から、そうではなくて、町を先頭に立って引っ張っていく、地域経営の視点で引っ張っていく課に衣がえをしていこうというものでございまして、これまで、例えば防犯、防災、交通安全等区長さんがかかわる仕事を総務課に来て寄ったり、あるいは帰りに政策経営課に寄ってコミュニティーの話をしたりというふうなことがございました。

これからの地域経営のまちづくりは、コミュニティー、とりわけ行政区とのかわり、これ不可欠というふうなことでございまして、区長さんが町に来て、いろんなことを連携して進めていく上で相談に乗ったりなんかしてくるのは、今後は地域支援課に来ていろいろ相談をしてやっていくと。地域支援課は、それだけではなくて、これまで政策経営課で担っていた、町を先頭に立って引っ張っていく、要は企画総合調整、そういった仕事は地域支援課の仕事でございまして、町民の側に立って考えたときにどういう課がいいのか、そこを今回の改正の、要は大きな分かれ道というふうなことで考えました。

今申し上げましたような経過で、地域経営課は区長さん等が来て頼りになる課、いろいろ相談をして、地域経営のまちづくり、協働のまちづくりを進めていく中心の課だというふうなことで位置づけております。総務課は、財政部門が政策経営課から入ってまいりますけれども、秘書、人事、給与、財政、分掌等の内部事務、直接町民と接するのではない内部的な事務を総務課が担っていくというふうなことにしたわけでございます。

それから、環境と産業振興の関係でございますけれども、先ほど申し上げましたように、自然保護の問題、それから最近多くなってきたアライグマ、ハクビシンの問題、これらは非常にかかわりの深い、2課とも大変かかわりが深いわけございまして、そういったことを連携をして効率よく進めていくというふうなことがまず1点ございます。

それから、2点目としては、これは企業支援課等にも通じるわけでございますけれども、課の適正規模というふうなことを考えたときに、嵐山町、一番職員数が多かったのが、たしか平成11年で176人だかいたのですね。それが今152ですから、24人減っているわけです。行財政改革が始まった17年の4月に比べても、たしか13から14人ぐらい減っています。さらにこれから人が減っていくというふうな状況の中で、以前は17課あったものが13課、そして今は14課になっていますけれども、組織そのものも小ぢんまりした効率のいいものにしていかなければなりません。

そういったことを考えますと、例えばアライグマの捕獲で、獣医さんのところに行くのに2人行って、そして出張でまただれか出ていたり、机の上に事務室で仕事をしないで出張しているというふうなときに、電話がかかってきて、そこに窓口で町民の方が来たというときに、町民にスムーズに対応できないなんていうことも現実あったわけでございます。そういうふうなことも考えますと、やはり課の適正規模というのも必要ですし、今後将来を考えたときに、連携するところは連携して町民の期待にこたえるというふうなことが必

要であろうというふうなことでそういうふうなことになったわけでございます。

健康増進センターの活用につきましては、やはり少ない人数でこれからやっていかなければなりません。分散をして、何々課はどこに入っている、何々課はどこに入っているということではなくて、この同じ屋根の下で町民の期待にこたえていくというふうなことをごさいますして、健康部門につきましては、これまでと同じように、この事務室の中において、健康増進センターを使う必要があるときには、そこに職員が出ていくというふうなことで対応したいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) それにしても、2つの課の仕事量というのは非常にふえてくるのかなというふうに思うのです。むしろ地域経営のあり方だといふのであれば、私は予算を持ってそこに残しておくというのも一つの方法かなと。課の適正規模という点からしても、それは人数だけではなくて、仕事量でどうかということ判断しないと課の適正規模というのはいかないのではないかなというふうに思うのです。

そういう面からすれば、これは変な話ですけども、町の予算を持って総務課のほうに引っ越すと、そのお土産として、人権や、その相談窓口、それから防災や消防を持ってもらってくるというふうな、余りにもアンバランスが総務課の中では大きいのではないかなというふうに思うのです。

そういう面からすれば、いずれそこに配属される人たちがいると思いますけれども、この仕事は相当大変な仕事になるのではないかなという危惧がしてならないのですけれども、同時に産業振興課については、2つの仕事を持ってくると、1つの課であろうと。今までもその環境の問題では、いろいろ町で提言をしながら、条例整備もしながら守ってきたこの環境そのものを今度は農政と一緒にやっぺいこう。農政も非常に大きな問題を抱えている中で、この2つの仕事を1つの課でやるというのも、これも非常に大きな仕事量になるのではないかなという感じがしてなりません。その辺はどういうふうを考えているのか。

もう一つは、今高齢者や障害者も含めて、自分の健康の相談というのを庁舎のカウンター越しにやっている部分が相当あるのだらうなというふうに思うのです。やっぱり自分の生活も含めて健康の問題というのは、ある面だと隔離というのは変な話だけれども、そういう気を使わないようなところでの相談窓口というのが非常に大切になるのだらうなというふうに思うのです。

介護支援センターそのものだって、健康増進センターの中にあるわけだし、そういった部分も含めて、健康増進センターのあれだけの建物があるのですから、これ前も言って、もう2回も3回もの話になってしまいますけれども、あの健康増進センターから町民の健康の発信をするというのがもともとあそこに建物をつくった、私は大もとだというふうに思っているのですけれども、そういう面では、あそこはやっぱり活用をきちっと、担当職員を置いて活用し

ていくというのが一番ベターだというふうに思うのですが、その辺の考え方、もう一度お聞きをしたいというふうに思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 増進センターの使い方ということですが、話の中にも出てきておりますけれども、職員の数これからどんどん減ってくるということなのです。それで、少ない仕事で、少ない人数で仕事量がふえていく。いろんな仕事をこれからやっていかなければいけないという中で、どうしても今までそういう状況があったわけですが、体育関係はBG、水道は山の上の庁舎というようなこと、健康増進センターでは健康係は向こうというところになりますと、どうしても自分のところに目が行って、ほかのところになかなか行きにくくなっていくというようなふうに私は強く考えています。そういうこともありまして、庁舎の中で各課の周りに書類の棚があったわけですが、それも後ろにあれば、一番こっちから向こうまで全部見渡せるように、それで、自分は仕事をする中で、何々課の仕事をしているけれども、ほかのところは全部頭に入っているというような状況で、そういう中で少ない人数でこれからやっていくのがいいだろうというふうに考えています。

ですので、向こうのところにはどこどこ、今度ほかのところには何の係ということで固定的な形でそこに行くのではなくて、その仕事をするときにはそっちに行く、帰ってきたらみんなを見ながら、どこの課が今忙しそうだ

なとか、今あそこのところは何をやっているのだろうかということ意識をしながら自分の仕事をしてもらいたいというような考え方のもとで機構改革も行い、課の場所もそういうような形で決めてまいりました。

今度の機構改革におきましても、考え方の基本というのは、町民目線という話がありましたけれども、町民の皆さんにどういう形でやったら便利でわかりやすく簡単なのかというような考え方、そのところにウエートを置き、そしてカウンターの中の職員のほうは、そのところでいろんな課題が出てくるでしょうけれども、それは町民のことを思い、その壁を越えてもらいたいということをお願いをして、機構改革、今度のような形にしていきたいというふうに考えています。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 今回の122条の中で、職員採用については、試験を受けた人は8人いるという、8人試験を受けたというふうに報告がされているのですが、職員が減っていくというのは町の方針だから減っていくのです。それは、要するに自然減ではないわけだし、住民の需要が多ければ多いほど職員はいなければならない。だって、その部分、減っている部分、臨時職員がこの間ふえてきているのではないですか。だとすれば、それは町の正職員については町の方針で減っていくということであって、減るのが前提でやるわけではないのだと思うのです。

もう一つ、1つのフロアで全部の目が行き届くようにするのだということ

すけれども、それが住民目線の立場に立って行うのだということですけれども、相談事業そのものは、できるだけ個別の対応が私は必要なのだというふうに思うのです。その方向を住民そのものは望んでいるのではないかと、いうふうに思うのです。気兼ねなく、何でも話せるような場所であればいろいろな話ができる。あそこでお客が背中後ろ越しに行ったり来たりしている中で、相談事なんていうのは、なかなか本心なんていうのは出てこないのだと思うのです。だとすれば、住民の健康を守る上では、向こうの増進センターのほうを活用することのほうが、むしろそれに住民がなれていただければ何の苦労もなくなるというふうに思うのです。敷地は役場の敷地の中にあるわけだし、むしろ私はそのほうが、住民目線という面でいえば、そのほうをむしろ私は望んでいるのではないかと、いうふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 そういうお考えもあるでしょうけれども、今回のあれにつきましては、先ほど申したような形の考え方で進めさせていただきました。

現在でも、今議員さんおっしゃるように、教育委員会の相談事務、業務と、いいますか、そういうようなものも3階から1階に降りてきて、大変不便と、いいますか、町民の立場とするとちょっと困ったというようなことも起きたりとか、あるいは今言ったようなことも出てくるかもしれない。しかし、そういう場合には、今ほかの対応をとって、ベストではないですけれども、次善の策でそう

いうふうにやっているということで、あちらを立てればこちらが立たずというような部分もあるのですが、置かれた状況の中で、こちらのほうがよりよいだろうと、ベターな策を選んでやらせていただいております、議員さんおっしゃるようなことも頭に置きながら進めていきたいと思いますが、今回はこういう形で進めさせていただきたいというふうに思います。

○藤野幹男議長 ほかに。

第 11 番、安藤欣男議員。

○11 番(安藤欣男議員) 幾つかお伺いしたいと思います。考え方の問題等もありますので。

今、清水議員からも質問がございました。企画財政という問題については、総務課に移すということでございます。企画もそこでやるということが出されておるわけです。地域経営というのはわかります。ただ、地域経営の中でいかに嵐山町として、町としてどう進んでいくかというのはまさに企画なのですよね。企画も私は大事だと思うのです。非常に大事だと思う、これからますます大事になる。したがって、その企画については、やはりそれなりの重さというか、そうしたものを私は、総務課の中に今度来るわけですが、企画は来ないのですか。いや、企画、所掌事務の中にこっちにはありますよね。この規則のほうには。規則のほうをちょっと見てくださいね。私は入っているなと思ったのですけれども。失礼しました。ありません。そうすると、企画ということは考えないということなのですか。その辺について伺い

をしたいと思います。今までもそれははっきりしたものはないかもしれない。企画財政の課があって、その後政策経営課になったのですが、企画財政の大事さというものがあって今日まで来ているのだと思うのですが、その部分はいかがなものでしょうか。

それから、同じような質問になってしまうのですが、結局2つに分ける課ができて、なお今度は肥大化する課ができたり、これはやむを得ないと思うのですが、今度嵐山町は環境農政課としたのですが、農政環境課というのを持っている市町村も確かにありますね。吉見町なんかもそうなのです。この環境農政課としたのと農政環境課としたの、この趣旨はどのような趣旨の中でこういう問題が出てきたのか。

私は、農政、農家ですから、農政の難しさというのも、また農政課が日々いろんなことが起こっているというのはわかっています。ただ、政策もどんどん、どんどん変わっているのですね、国の政策。そうした中で、どういうふうに取り組んでいけるのか、一体となった場合に大変なのではないかというふうに思うのですけれども、環境課については、とにかく毎日いろんなことが起こってくると思います。片や農政については、先を見越したことも、あるいは上から変更するようなものもやらなければならない。この難しさがあるのですが、これが一体となる苦労さはあることに、町長さんは職員が足りないのだから何とかこういうことをやりたいということなのでしょうが、大変な問題だと思います。

確認ですが、ここには農業委員会の部分はこの環境農政課の中に入る
のですか、それ確認をしておきたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 お答えをさせていただきます。

旧で言う企画財政の部分の取り扱いでございますけれども、その中の財政部門については内部事務というふうなことで、直接町民に接する機会も少ないというふうなこともございまして、総務課にはそういった部門を集約をしていこうというふうなことでございます。

従来企画財政で行っていた、今安藤議員さんおっしゃる企画の部分です。企画の部分については、例えば総合振興計画の進行管理ですとか、あるいは総合振興計画の審議会にかかわることですとか、行政施策の総合調整、調整会議、副町長、議長で調整会議ございますけれども、その事務局に関することですとか、そういった従来の計画会議に関すること、地方分権等々、これまで政策経営課の財政を除く部門については、地域支援課のほうに所掌するわけでございまして、そのところの担っていく役割が、要は行政区と切っても切れない、行政区とのかかわりが必要不可欠なわけなのですね。そこに総務課で従来行っていた防犯、防災、交通安全、区長さんにもいろいろかかわりの深い事業は、そこでやはり集約をして、連携をとりながら、新しいまちづくりを進めていこうと。過去を見ると、いろいろこうであった、ああで

あったといろいろ安藤議員さん議員生活長いですから、いろんなお考えがあると思いますけれども、そうではなくて先を見て、今後5年、10年先を見てどうあるべきかということでこの組織をつくっていますので、ぜひその点についてはご理解賜りたいと思います。

それから、肥大化するというふうなお話ございました。現組織で、これ正規職員でございますけれども、一番大きい課が20人ございます。今度、機構改革後の一番大きい課で大体15人程度というふうなことで考えておまして、課の規模の適正化等も頭に置きながら考えていったわけでございます。農政と環境の関係、どちらが上位、下位ということではなくて、予算科目ですとか、課の順位ですとかございまして、その中で環境が先に出てくるものですから、環境農政、環境経済、そういったところが埼玉県内の多くの市では、そういうふうな部をつくっておりますし、そういうふうな課をつくっている町もございます。先に環境が来るというのが自然ではないかというふうなこととございまして、どちらを上位に、どちらを下位ということで考えておるわけとございませぬ。くどいようでございますけれども、1課に統合したからといって、そこに力を抜いているとかそういうことではなくて、連携を図りながら、町民目線に立って、その期待にこたえていこうというふうなものでございまして、この点についてもぜひご理解を賜りたいと思います。

それから、農業委員会については、この機構上は独立した執行機関でございまして、農業委員会の職員は、農業委員会からが任命権者ということで

ございまして、町長との協議を踏まえてそこに任命をされるというふうなこと
ございまして、組織上は農業委員会は独立したものでございまして、この機
構改革にかかわっては、産業振興課に入るとか、そういう類のものではない
というふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) 農業委員会の部分で独立しているので、それは
わかりますよ。だから、ただ事務が、事務的な所掌というか、農業委員会、
農政課の近くで、今はだって農政課の課長が局長ではないですか。その
ところの兼ね合いはどうなるのですか。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 実総務課長 従来と変わらないというふうに考えております。今ま
でと変わらないというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

[発言する人なし]

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

[13番 渋谷登美子議員登壇]

○13 番(渋谷登美子議員) 嵐山町課設置条例の一部を改正することについて、賛成いたします。

2020年嵐山町の人口は1万7,720人に減少すると言われます。2035年、嵐山町の人口は1万5,000人を切ると言われています。その中で嵐山町をどのように経営していくかということ、これだけの大胆な機構改革はなかなか難しいものであるというふうに感じていますが、国の省庁の再編がなかなかできない中、横のつながりを何とか嵐山町でつくっていくということは、とても大切なことでもあります。町民を中心にしたまちづくりを進めるために必要なことであって、そして、環境農政課は、低炭素地域づくりをするために新たに必要な視点であること、そして長寿生きがい課、健康いきいき課というのは、これからの高齢化に対応できる部門であると思います。こども課は、こども課として、子供のことを専門にやっていって、生涯学習課とまた区別、教育委員会が分かれるわけですがけれども、そのところはとても大切な、これからの少子化に対して大切なことであると思います。

ただ、気になるのは、総務課に権力が集中することがあるかなというふうに思いますので、その点については、権力の集中をいかに分散させるかという工夫があるかと思います。

文化スポーツ課に関しては、ふれあい交流センターや北部地域センター、南部地域センターという形になっていくわけですがけれども、そこでの仕事が地域振興、これからの高齢化の中でどのように活力を生んでいくか、とても

期待するべきものであり、賛成討論といたします。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより、第 62 号議案 嵐山町課設置条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○藤野幹男議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第 11、第 63 号議案 嵐山町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 63 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 63 号は、嵐山町教育に関する事務の特例に関する条例を制定することについての件でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教育に関する事務のうちスポーツ及び文化に関する事務を町長が執行管理するため、本条例を制定するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

安藤総務課長。

〔安藤 實総務課長登壇〕

○安藤 實総務課長 それでは、議案第 63 号につきまして、細部説明をさせていただきます。

このたびの機構改革によりまして、教育委員会、生涯学習課で管理執行していた事務を町長部局へ移管することが決定をいたしました。しかし、これには法律上制約があるわけございまして、このため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 24 条の 2 の職務権限の特例というものがございまして、これに基づきまして、スポーツ及び文化に関する事務を町長が執行管理することについて、この条例で規定をするものでございます。

なお、文化、スポーツ以外の生涯学習、文化財、図書館の事務につきましては、教育委員会の権限に属する事務に変わりはありません。これに

つきましては、町長部局の職員が教育委員会にかわって補助執行を行うということにいたしましたものでございます。

なお、関係する条例を附則で改正してございます。これについては、ご高覧をいただきたいと思っております。

附則の第1項、施行期日につきましては、先ほどの課の設置条例と同様でございます。来年の4月1日とするものでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりました。

ただいま提案されました議案第63号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第1項の規定に基づき、あらかじめ嵐山町教育委員会の意見を求めたところ、お手元に配付したとおり、嵐山町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を制定することについて、スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)並びに文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)の分野におきまして、地域の総合的な推進にかかわる内容であり、幅広く町民の方々へ振興を図る観点から同意するとの回答がありましたので、報告いたします。

これより質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 前の条例改正のところでは伺ったほうがよかったのか、ちょっと考えたのですが、こちらにしました。町長への権力の集中が一

つ進むなというふうに思うのです。ちょっとその辺を危惧するわけなのです。教育委員会から町長に移す、ここで質問ですが、意義というのはどういう意義があるのか伺いたいというふうに思います。

それから、教育委員会で、議会のほうから審査をしてくれということで意見聴取について書面でいただいているわけですがけれども、これどんな意見が出たか、これ教育長のほうで、あっという間に決まってしまったのか、ちょっと意見の中身お聞かせいただけたらというふうに思います。

それから、これちょっと何かニュースで教育委員会を廃止するようなこともちらっと出ていたように、というふうに思うのですけれども、将来教育委員会は廃止は、農業委員会程度に残るのかなというふうには思うのですけれども、正直なところ、どの程度までの情報が来ているのか、伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 お答えをさせていただきます。

まず、このような流れになってきた経過について説明のほうさせていただきます。

この地方教育行政の組織及び運営に関する法律が、平成 21 年から改正施行になりました。そのときに文科省から出ているものでございますけれども、この改正の趣旨ということで、スポーツ及び文化行政について、地域

の実情や住民のニーズに応じて地域づくりという観点から、他の地域振興等の関連行政とあわせて地方公共団体の長において一元的に所掌することができることとする趣旨から行うものであるというふうなことでございまして、嵐山町におきましても、ふれあい交流センターが来年の4月にオープンをするというふうなことでございまして、ここを拠点にこれまで公民館活動、あるいは町長部局で行っていたようなものを、昔例えば、町長部局で、町民文化ライブですとか、嵐山音楽祭ですとか、そういうふうなものを実施したこともございました。そういった文化にかかわること。それから、現に町民体育祭等、スポーツにかかわるものについては、町長がかなり深くこれまでもかかわって、開催等にはこの事務を行ってきたわけでございますけれども、そういったことも含めて、今申し上げたような、町長部局で一元管理するほうが地域振興、そういった視点からなおいいだろうというふうなことでございまして、嵐山町においても、そういう方向に変えていくというふうなことでございます。

なお、この法が施行になった当時、東松山市がそのような改正を行いました。21年の4月から行いました。それは、法律にのっとった形で、松山市には松山市の考え方があってやってきたわけでございますけれども、その後、埼玉県内においても、例えば川越市ですとか、さいたま市ですとか、あるいは全国的にも法の改正の趣旨を踏まえて、そのように町長部局のほうに移管をしてきている市町村がかなり出てきているというふうなことでござい

まして、これも権力は集中するという、そういうふうな視点ではなくて、町民から見てどうなのだろうというふうなこともございます。そういったことを考え合わせながら、今回のこのような機構改革になったというふうなことでございます。

○藤野幹男議長 次に、加藤教育長。

○加藤信幸教育長 2点です。1つは、教育委員会制度についてということですが、これは、民主党政権が誕生して、そのマニフェストの中で教育委員会制度を抜本的に見直すのだというようなことがマニフェストにあって、それ以来、私も全国の教育長会等に出ておりまして、一切情報ございません。

それから、2点目のこの教育委員会に事務の管理執行等について何か意見がなかったかということですが、先週の水曜日 24 日に定例の教育委員会がありまして、町のほうから町長、副町長、それから総務課出席のもと、この事務の管理執行及び補助執行について説明がありました。その際、生涯学習とこども課の連携、学校との連携とか、ボランティア活動のことであるとか、そういうふうな連携の質問が出ました。それから、さらに町民の目線で充実した事務執行をしていただきたいという要望もありまして、基本的には先ほど議長さんからの議会への報告です。この趣旨は、20 年の4月に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正になりまして、これは、地域主権であるとか、そういう弾力化だとか、背景に教育委員会が持つ

ている職務権限というのは19あるのです、学校教育に関すること、学習指導に関すること、19ある。その中には、社会教育に関すること、生涯学習、図書館、その中のほうは改正で、文化とスポーツに関することについては、こういう状況です。この規定にかかわらず、地方公共団体は、条例の定めるところによって、当該地方公共団体の長がこの2つについて管理執行できると、こういうことです。

あわせて今回は、管理執行だから全部動いてしまうのです、町長部局に、これは。もう一つは、今やっている生涯学習課が持っている図書館のこととか、公民館、ふれあい交流センターありますけれども、いろんな生涯学習に関すること、社会教育に関すること、そのまま同じ文化スポーツ課、町長部局の職員をして補助執行をしてもらう。だから、今こども課で子供の医療費のこととか、児童手当のこととか、保育のこと、町長部局の職員が教育委員会でやっている、その逆のことです。ですから、簡単に言いますと、それは補助執行やるのですけれども、生涯学習課の部門は全部教育委員会から形として離れると、こういうことであります。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) ただいまの説明を伺っても、別に教育委員会に残しておいても、問題があつて移すわけではないのですよね。なおいいだろうという程度でありますので、もう少し慎重な検討が私は必要かなというふうに思います。これは答弁結構です。

○藤野幹男議長 ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 今回ののは条文化したというのに意味があるのだと思うのです。今までは教育長言われるように補助執行という形ですから、私はこの条文化したということに意味があるのだろうなというふうに思うのです。

今、国の流れも言われましたように、それと同時に、権力が集中するというのが、先ほどの渋谷議員の賛成討論、危惧あるというのが賛成討論の中であったわけですが、私は、だから教育委員会そのものがだんだん、だんだん形骸化されてしまうのではないかという問題が出てくるのかなというふうに思うのです。だからこそ、今までは補助執行という形ですから、明文化されていなかった事務のわけを、今度は正式に条例としてそれをうたうということですから、そこにある種の問題が生じてくるのではないかというふうに思うのです。

そういう面では、教育委員会そのものが、この条例を契機に形骸化されてしまえば、この教育委員会そのものの意味そのものがなくなってしまうというふうに思うのです。国そのものも教育行政と厚生労働省管轄と一緒になっているわけであって、今度の明文化されたということの問題がある種問われるのではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 教育委員会のあり方、制度そのものについては、今回だけではなく、随分昔からいろんなあり方について議論があったわけですが、けれども、平成20年度に抜本的な法改正になった中には、具体的に嵐山町でもそのまま法改正を活用して、制度改革をして教育環境の活性化を図ってきた部分があります。1つは、教育委員さんの数を地方自治体によってふやすことができるのですよということでふやしたこともあります。また、今回は5人に戻りました、4人に戻りましたけれども、もう一つは、教育委員会の活性化を図るために、教育委員さんに保護者を入れるのですよと、これもそのまま嵐山町ではこの制度を適用してやっております。

実は、この教育委員会というのは独立した機関でありますけれども、これはどのようにして町長部局、首長部局と連携しながら、町でいえば町民目線でどう事業の施策だとか政策を展開していくかということは、これ喫緊の課題であります。

そうしたことで、メリットとしては、町長が管理執行することでより広い視点からこの施策の展開ができて、地域づくり、生涯学習の振興に資するのだという視点で、町がお考えになってきたと。

しかしながら、教育委員会は、教育としてやっぱり果たさなければいけないことがまだまだたくさんあります。委任をしようが、管理執行しようが、補助執行しようが、教育と関連づけで対応していかなければいけないことはたく

さんあります、実際。これは、決裁規定から含めて、これから詰めていかななくてはいけないことがたくさんあります。埼玉県でも町単位でこの文化とスポーツを首長部局に管理執行しているのは三芳町だけなのです。ですから、それらのところともいろいろ先進の市町村と連携をしながら、教わりながら、的確な事務を進めていくということでもあります。決して教育委員会が衰退するとか、何か問題が川口さんあてにあったかとか、そういうことではないですね。やっぱりより町の姿勢に応じて教育委員会としての役割をきちんと果たしていければというふうに考えております。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより、第 63 号議案 嵐山町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○藤野幹男議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

審議の途中ですが、この際暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時07分

再 開 午後 3時25分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

審議を続行いたします。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第12、第64号議案 嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第64号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第64号は、嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正することについての件でございます。地方税法の一部改正に伴いまして、減免措置を拡大をするため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中西税務課長。

〔中西敏雄税務課長登壇〕

○中西敏雄税務課長 それでは、議案第 64 号について細部説明を申し上げます。

お手元に配付してございます新旧対照表をご参照いただきたいと思います。

今回の嵐山町国民健康保険税の保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法の一部改正に伴い、減免措置を拡大するため、第 24 条第 4 号、税の減免について改正するものです。

会社の健康保険などに加入していた 75 歳以上の被保険者が、後期高齢者医療制度に移行することに伴い、65 歳から 74 歳までの被扶養者が国民健康保険に加入する場合、国民健康保険の被保険者となったことで、新たに保険税を負担することになるため、当該被扶養者であった者について、所得割、資産割が免除されるとともに、均等割が半額に、さらに被保険者が 1 人の場合には平等割も半額になる減免措置で、2 年間減免を受けられるものであります。

改正後については、2 年間の適用期間を削除し、当分の間継続するものであります。

附則については、公布の日から施行し、平成 22 年度分の国民健康保険

税から適用するものです。

以上、細部説明を終わります。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 余りこういうことは多いとは思わないのですが、多いとは思わないのですが、人数は何人になっているのでしょうか。

それから、ただいまの説明で、平等割が1人の場合は半額だという説明でしたですね。そうすると、家族が2人の場合は、1.5というふうな形になるのでしょうか。ちょっとその辺伺いたいのですけれども。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、お答えします。

継続、これ2年ということで、平成20年に後期高齢者医療制度が始まりまして、そこで申請していただいた方が、今年の3月31日で切れる方が4人おられまして、該当は4名の方です。それと、減免額については8万1,700円。

それと、先ほど平等割の関係なのですけれども、1人の場合のみ半額という形になります。

〔何事か言う人あり〕

○中西敏雄税務課長 なりません。

以上です。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうすると、2人の場合ですね、平等割、1万.....。

平等割はもうそのままですね。

〔「世帯」と言う人あり〕

○9番(川口浩史議員) 世帯割ですからね。もう半額は適用されないと。そのまんま2人以上の場合は1万9,200円もらうということになるのですか。

ちょっとその辺の確認だけですけれども。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 平等割は世帯割の関係で1万9,200円になりますので、1人の場合は先ほど言った半額で9,600円、2人の場合は半額になりません。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより、第 64 号議案 嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第 13、第 65 号議案 平成 22 年度嵐山町一般会計補正予算(第3号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 65 号につきまして、提案の趣旨を説明申し上げます。

議案第 65 号は、平成 22 年度嵐山町一般会計補正予算(第3号)議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,955 万 8,000 円を増額をし、歳入歳出予算の総額を 64 億 6,831 万 7,000 円とするものであります。

その他、債務負担行為の追加が2件、地方債の追加が1件、変更が1件であります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上政策経営課長。

〔井上裕美政策経営課長登壇〕

○井上裕美政策経営課長 それでは、議案第 65 号の細部につきましてご説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正の追加分でございますが、英会話講師派遣業務委託料、期間は平成 23 年度から 25 年度まででございまして、限度額は委託契約により決定した額でございます。

次に、嵐山町学校給食センター給食調理等業務委託料でございますが、同じく平成 23 年度から 25 年度までで、限度額は委託契約により決定した額でございます。

次のページをお願いいたします。第3表、地方債補正の追加分につきましては、学校教育施設等整備事業といたしまして、限度額 2,270 万円でございますが、七郷小学校及び菅谷中学校の体育館改築工事に伴います設計業務委託料を起債するものでございます。

次に、変更でございますが、まちづくり交付金事業の中の(仮称)ふれあ

い交流センターの土地の購入費が減額になったことに伴いまして 260 万円を減額いたしまして、補正後の額を5億 7,770 万円とさせていただくものでございます。

14、15 ページをお願いします。歳入でございますが、第1款町税の固定資産税 2,000 万円の増額につきましては、調定見込額の増加によります補正でございます、土地分として 1,139 万円、家屋分が 780 万 7,000 円、償却資産分が 80 万 3,000 円、それぞれ増加する見込みでございます。

次に、第 12 款分担金及び負担金の民生費負担金 631 万 5,000 円の減額であります、保育園児の減少による保育料負担金の減額でございます。

次に、第 14 款国庫支出金の民生費国庫負担金 140 万 3,000 円の増額であります、主なものは介護給付、訓練等給付の増加によりまして障害者自立支援給付費負担金 1,135 万 9,000 円の増額、それから保育園児の減少等によります保育支弁額の減額に伴いまして、保育所運営負担金、これが 1,041 万 6,000 円の減額となるものでございます。

次に、第2項の国庫補助金の老人福祉費補助金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 171 万 9,000 円でございますが、グループホームひだまりの丘のスプリンクラー設備整備費に交付されるものでございまして、平米当たり 9,000 円で 191 平米分でございます。

第 15 款県支出金の民生費県負担金 439 万 2,000 円の増額につきま

しては、国庫支出金と同様な負担金の額の確定及び実績見込みに基づきます増減でございます。

16、17 ページをお願いいたします。第2項県補助金の児童福祉費補助金であります、子育て広場事業の追加に伴いまして、地域子育て創生事業費補助金を300万円増額するものでございます。

その下の新型インフルエンザワクチンの接種助成費臨時補助金209万3,000円でございますが、市町村民税非課税世帯に属するものの費用の助成に要する経費といたしまして1,220人分、補助率4分の3でございます。

次に、第3項の委託金436万8,000円の増額につきましては、個人県民税の徴収取扱費交付金の額の確定に伴いまして増額するものでございます。

第21款町債の教育債2,010万円の増額でございますが、まちづくり交付金の事業費の変更に伴いまして260万円の減額。新たに、七郷小学校、それから菅谷中学校の体育館の測量設計委託料を、学校教育等整備事業債といたしまして2,270万円、これを増額するものでございます。

20、21 ページをお願いします。歳出でございますが、各課にわたります給料、職員手当の減額分につきましては、埼玉県人事委員会の勧告に準じて減額を実施したものでございます。共済費につきましては、負担金率が上昇したため増額となっております。

22、23 ページをお願いいたします。第2款総務費でございますが、職員

育成事業 10 万円の増額につきましては、職員資格取得及び通信教育研修助成要綱に基づきまして、社会福祉士の資格の取得者2人に各5万円を助成するものでございます。次に、庁舎管理事業の修繕料 64 万 8,000 円につきましては、3階の電算室の空調室外機等の修繕を行うものでございます。

24、25 ページをお願いします。地区集会所等補助事業 83 万円の増額につきましては、川島公民館の取り壊し、そして太郎丸の集会所の台所の床修繕、これに対しまして2分の1の補助を行うものでございます。

26、27 ページをお願いいたします。民生費の社会福祉総務費の介護給付・訓練等給付事業、これにつきましては、障害者サービスの利用単価及び施設利用者が増加したため、2,271 万 9,000 円の増額をさせていただくものでございます。

次に、老人福祉費の地域介護・福祉空間整備等施設整備補助事業 171 万 9,000 円の増額でございますが、新規事業でございます、グループホームひだまりの丘のスプリンクラーの設置に対して補助をするものでございます。先ほど申し上げましたように 191 平米分でございます。

28、29 ページをお願いいたします。真ん中辺の国民健康保険特別会計繰出事業 433 万 7,000 円、そして後期高齢者医療保険事業、これにつきましては、額の確定に伴いまして増額をさせていただくものでございます。

第2項児童福祉費の児童福祉総務事業 318 万 2,000 円の増額につき

ましては、子育て広場事業の備品として、ウレタンマット、ベンチ、プレイブロック等を購入するものでございます。

30、31 ページをお願いします。保育所保育事業 2,862 万 9,000 円の減額でございますが、保育児童の減少によります保育所保育実施委託料 3,068 万円の減額が主なものでございます。

次に、第4款の衛生費の予防接種事業 203 万 6,000 円の増額につきましては、新型インフルエンザワクチン接種を行うための増額が主なものでございます。

32、33 ページをお願いします。地球温暖化防止事業 320 万円の増額でございますが、太陽光発電・高効率の給湯器の設置補助金1件当たり5万円の 64 件分を増額させていただくものでございます。

36、37 ページをお願いします。第9款の消防費の防災対策事業 46 万 8,000 円の増額でございますが、災害用備蓄品といたしましてアルファ米等を購入するものでございます。

38、39 ページをお願いします。第 10 款教育費の小学校施設改修事業 1,365 万円の増額につきましては、七郷小学校体育館改築工事に伴います設計業務委託料でございます。次の中学校施設改修事業 1,669 万 5,000 円の増額でございますが、菅谷中学校体育館改築工事に伴います設計業務委託料でございます。

40、41 ページをお願いします。(仮称)ふれあい交流センターの建設事

業 694 万 1,000 円の増額でございますが、増額分は、(仮称)ふれあい交流センターの事務机、会議テーブル、放送設備などの備品購入費といたしまして 798 万 7,000 円。それから、消防団車庫の設計委託料 230 万 4,000 円、消耗品 240 万 3,000 円は調理器、ガスこんろ等でございます。減額分でございますけれども、土地購入費 538 万 2,000 円などでございます。

42、43 ページをお願いします。第 13 款でございます。予備費でございますが、118 万 9,000 円を減額いたしまして、補正後の額を 2,101 万 9,000 円とするものでございます。

44 ページの給与費明細書以降につきましてはご高覧いただきたいと思いますが、ここで申しわけありませんが、2カ所だけご訂正をお願いをいたします。

46 ページをお願いします。給料及び職員手当の増減額の明細がありますが、その中で職員手当の欄のその他の増減分、△の 215 万 9,000 円とあります。これは、215 万 9,000 円の増額でございまして、△を削除お願いをしたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

どうぞ。第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 15 ページの保育園児の減少なのですが、ちょっと
どういう理由で減少しているのか伺いたと思います。それと、人数ですね。
どのぐらいの人数が減少したのかです。

続いて、その下のグループホームの関係なのですが、ここにスプリンクラ
ーが設置されるということですが、あそこは1階、2階とありますね。1
階、2階、両方つくということによろしいでしょうか。伺いたと思います。

それから、インフルエンザの関係なのですが、30、31 を見ていただいた
ほうがいいかなと思うのですが、初めに県の支出金が209万3,000円来
ているわけですね。今度の予算の支出が203万6,000円と。ちょっと細か
いことなのですから、6万円ほど県の支出を生かしていないというふう
に思うのですけれども、これちょっとどういうことなのか伺わせてください。

それから、人数が1,220人というふうに今おっしゃったと思うのですが、
間違いだったら訂正してください。これが全部の生活保護と非課税世帯の
人数ということによろしいのでしょうか。伺いたと思います。

以上です。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

教育委員会、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、15 ページの保育園児の減
少につきましてお答えをさせていただきます。

これにつきましては、当初予算で延べでございますけれども、3,264人

というふうに見込まさせていただきました。そして、今回の補正で再度計算を実績見込みを数値をはじきました数字が2,989人というふうな数字でございまして、延べで275人の減ということで、実的には20人程度かというふうには考えております。人数はそういう状況です。

理由ということなのですけれども、当初予算ではそういうふうに見込んだのですけれども、今回再度実績というのでしょうか。現在入っておる子供たちの数とか、そういうのを勘案して1年間のものを再度計算をさせていただいた結果ということでご理解をいただければというふうに思っております。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 最初に、15ページのグループホームの関係でございまして、今回グループホームに対しての補助金ということで「ひだまりの丘」につきましては、1階がデイサービス、2階がグループホームということで、2階の部分だけがとりあえず補助金の対象にはなっておりますけれども、あわせて設置を行うというものでございます。

それから、31ページのインフルエンザの関係でございまして、県の補助金のほうが若干多いわけでございますけれども、これまで従来の季節性のインフルエンザのほうの予算を使っております、それとあわせて、ほかの接種事業もあわせて予算となっておりますので、こういった数字になっておりますけれども、細かい数字的には新型インフルエンザの部分が

209万3,000円の補助金をいただいて、それが4分の3というふうな計算式になっております。

それから、その人数でございますけれども、負担軽減対象者につきましては、全体では生活保護の方が118名、それから非課税世帯の方が2,700名ぐらいを予定しております、ただこれ丸々100%接種というわけにはまいりませんので、65歳未満の方については30%程度見ております。そして、65歳以上の方を45%程度見まして1,220人というふうに計算をしてございます。

以上です。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 保育園の関係なのですが、幼稚園も122条報告で教育長が募集したところ定員に達していなかったと。保育園もこうして減ってきているということは、子供の人数そのものがもう大きく減ってきているというのが大きな要因にあるのかなと思ったので伺ったのですが、やっぱりそこが一番大きいのかどうか。いや、まだ保育園としては、待機は嵐山はいないということであるわけですがけれども、全員入ればいっぱいということのわけですね。そのくらいの、維持というのは今も子供はいるのかどうか。ちょっとその辺伺いたいというふうに思います。ちょっと、わかりましたですか。

それから、インフルエンザの関係なのですが、そうですか。これは、ではわかりました。それで、この後、国保の関係も出てくるわけですがけれども、な

るべくインフルエンザを流行させない、嵐山町でははやらせないということ
いかに進めていくかということが大変大事になってくると思うのです。国保の
ほうがいいかな。ちょっとここでお許してください。それで、インフルエンザをど
う広げないかということで、ある障害者施設では、もう手洗いの徹底とか、そ
ういうのを進めながら加湿器を使ってウイルスを広めないことをやっている
と。そういう結果、昨年も余り出なかったということを知ったのですけれども、
やっぱりそういうところから学んでいくことが大事かなと思うのですよね。町
長に伺いたいのですが、この役場関係を含めたこの町の施設において、こ
こが媒介の場所にならないように、加湿器を使ってウイルスを広めないよう
にしていくことが必要ではないかなというふうに思うのですけれども、ちょっと
その辺のお考えを伺いたしたいと思います。

○藤野幹男議長 それでは答弁を求めます。

まず、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 子供の人数が減ということで、その辺
はそういったことかもしれません。お尋ねの待機の関係等も含めまして、保
育園の状況ということでとらえてみました。

ご承知のように、嵐山には保育園が、東昌と第二、若草、しらこぼと、4
つあるわけございまして、この中でしらこぼと以外は、ほぼ満杯の状態と
いうのが続いております。ただ、しらこぼとのほうがやっぱり、ちょっと定員に
満たしていないというふうな状況から、全体とすると待機児童がいないという

ふうな形になるわけでございますけれども、そういった意味で保育園の状況があるというふうなことでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 加湿器という話ですけれども、どうやって風邪を防ぐかということが大きな課題に毎年なるわけですけれども、昨年度大流行するのではないかということで、あちこちのところでおっしゃるように手洗い、うがい、これの励行ということで、大分抑え込みができたわけです。今年もぜひそういうような方向で、去年と同じような形でやればいいなというふうに思っています。

その上に加湿器という話ですが、加湿器、今家庭の中でもかなり進んで設置をしている方がふえてきているのではないかなというふうに思うのですが、町の各施設の中に、どこにどういうものという、どれぐらいの数とかいうような、まだ全然検討をしていませんので、そういうようなものもこれからの課題であるなというふうに考えておりますので、今後の検討材料とさせていただきます。

○藤野幹男議長 ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 4点ほどあるのですけれども、6ページになりますけれども、嵐山町学校給食センター給食調理等業務委託の債務負担

行為なのですが、これは全員協議会でもご説明がありましたけれども、なぜこのように急に民間委託にするようになったか、その背景というのですか、どう考えても納得ができないのですね。

9月5日に全協があつて、そのときに説明がありました。ですけれども、その前にあつたという直前に、学校給食の職員の調理場の人に、全協で説明するのでという形で、直前に説明があつたということで、それまで全然流れがなかったわけですよ。なぜこのような形になってきたのか、その流れをまず1点伺いたいと思います。

次に、29 ページになるのかな、子供広場ですけれども、歳入ですと17 ページになるのですけれども、ちょっとごめんなさいね。29 で合っている。この子供広場というのの設置なのですから、具体的にどこでどのような形で子供広場を運営していくのか伺いたいと思うのですけれども、従来にある保育園のものをやっていくのか、これもよくわからないのでそれを伺います。

それから、27 ページになるのかな、これはいいです。41 ページになります、次、41 ページで、図書館の職員の給与費を補正するもので、嘱託職員が45万5,000円、臨時職員28万5,000円ですけれども、これの今の現在の図書館の実情について伺って、そしてなぜこのような形で臨時職員と嘱託員を出さなくてはいけなくなったのか伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 それでは答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、給食センターの民間委託ということについて私のほうからお答え申し上げたいと思います。

以前、全協についてもご説明申し上げましたけれども、基本的にはそのときに答えましたけれども、今回の議会でもいろいろ出ております。職員の定員管理計画、そしてまた行財政改革ということ。そして、国の流れの中で、技能労務職員の給与の見直しに関する取り組みの方針というのがございまして、それを受けて、町といたしましても、嵐山町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取り組みの方針というのを定めてございます。それによって、今後はできるだけ民間委託でできるものは民間委託にしていこうというふうな形で、これは既にホームページ等でも公表はされております。基本的にはそこでございます。

したがって、そして実際に技能労務職員の数というのが、当初予定をしていたより若干配置転換等ございまして一時進んだというようなこともございまして、その機会をとらえて今回民間委託にしていこうということでございます。

これについては、以前から実際の給食の調理員の方とも話し合いを続けてきておりまして、こういう時期になったらこういうふうにしていきたいと思います。それ実際の調理員の方からも、いわゆる正規の職員の数が少なくなることによって大変負担がふえてくるというようなこともございまして、どこかの時点で民間委託に変えていこうというふうなことでございます。急に起きたとい

うことではございませんので、そういう方針に基づいて進めているということ
でございます。

以上です。

○藤野幹男議長 それでは、こども広場の運営について、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、29 ページになるかと思いま
すけれども、こども広場の関係について、具体的なというふうなお話がござ
いました。

これにつきましては、町民ホール、町民ホールに開設をしたいというふう
に考えております。開設日時につきましては、時間的には毎週金曜日、9時
から16時というふうなことで考えているところでございます。

この内容ですけれども、床にウレタンマット等を敷いて子供が素足で遊
べる空間というのでしょうか、そういったところをまず確保していきたいと。そ
れから、保護者の談話スペース、こういうものもこの中に整備をしていき
たいと、基本的にはそういった形で。

ただ、町民ホールですので、ほかの団体等が使う場合がございます。そ
ういった使わないとき、各そういった団体等、子供の団体等が使いたいとい
うふうなことがあれば、そういったときにも貸し出し等も含めて開設をして
いきたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、大塚生涯学習課長。

○大塚 晃教育委員会生涯学習課長 私からは、41 ページの図書館の事情についてということでお答えいたします。

図書館なのですけれども、図書館は現在、館長、それから事務職員、それから司書という3人体制でやっていたのですけれども、11 月から1人休職に入りまして、それからもう一人司書の職員が1月の 22 日から産前休暇に入るというような事情であります。

そういったことがありまして、図書館の経験者の方を休職の職員の補充のための嘱託員の報酬ということで補正させていただきました。それからあと、産休職員の補充のための臨時職員のための臨時職員賃金ということで、こちらのほうを補正させていただいているところであります。

以上です。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) すみません。学校給食センターの民間委託のことですけれども、方針に基づいてということですが、これはいろいろなところに伺ってみたのですけれども、突然トップダウンでおりにきたみたいで、どこにも調整会議にも記録がないという状況ですよね。情報公開請求をしようと思って、どのような形で話し合われてきたのか、どこで決まったのか、トップダウン方式で来て一体どこで決まったのかわからないのですけれども、いつどの時点で決められたのか。

そして、これには技能労務職の配置転換等の要綱があって、それに基づ

いてやったということなのですけれども、これも何か余りに突然過ぎるという、かつてからそういうふうな話があったということは、町長と副町長の間であったのかもしれないのですけれども、そういうふうなことに具体的に承知しておりませんので、どのような形で、町長の頭の中で決定されたのか、どこの段階で決定されたのか伺いたと思います。

これは、私が聞いている範囲では、9月5日の前に、突然学校給食調理センターのほうに副町長が見えて、そしてそういう話があって、それが全協で話をしなくてはいけないのでという形で、こういう形でいいですかというふうになって、職員との対応が始まった、組合との関係が、それはいつですかね、いつだったかな、その後ですよ、後というふうな形で聞いています。何だか全然わけのわからない状況で民間委託が始まっていると思いますし、これは一般質問でも書いているのであれなのですけれども、どこの時点で、これ、町長の頭のどこら辺のところを決まっていたのか伺いたと思います。

それから、子育て広場のことについてです。町民ホールで行うということで、これは運営主体者はどなたになって、そしてどのような形で行って、町民ホールでおもちゃ等もなく、何歳ぐらいの子供を対象にして、何人ぐらいの子供を集めて、指導者をどのように求めていくのか、具体的なことについて伺いたと思うのですね。

町民ホールというのは、余りに、1度あれですか、子育て次世代育成計画の中か何かで、もしかしたらあったのかもしれないなと思って、今頭の中

で見ているのですけれども、町民ホールという場の設定が余りに何か唐突
ですよ。確かに駐車場があるので集まることはできるけれども、子供を連
れた方があそこにわさわさ何人も来て、金曜日に9時から16時までですか、
いらっしゃって、確かに役場としては、子供もたくさんいてにぎやかになるか
もしれないけれども、子供にとってはいかがなものですか。役場の中であっ
て、別にあれですね、子育て広場ですから、本来ならば子供は外との関係
の中で一番やっていけばよいのに、このようなところに持ってくるというふう
な意味もよくわからなくて、こども課が役場の中にあるから、その分こども課
としてはやりやすいのかというふうな感じもしますけれども、どうもこの町民
ホールの設定、いろいろなことが全くわからない中で、この子育て広場がこ
こに設定されたのが意味がわからないので伺いたいと思います。具体的な
詳しい内容を伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 いつ決めたのかというふうな率直なお尋ねでございま
す。

先ほども申しあげましたように、もともとは、当然、行財政改革の中で、こ
れからの給食センターをどうしていったらいいかと、そしてまた定員管理、先
ほどほかの議員さんからもいろいろお話が出ましたけれども、一般職の職
員をできるだけ少なくしていくと、全体の中では。そういったときにどう考えた

らいいかというのを考えるときに、技能労務職員の退職補充というのをこのところずっとしてきませんでした。それは、一つのそういう定員管理のこともございまして、できるだけ技能労務職、民間でできるものについては民間でしていくことによって、一般の職員の数をできるだけ減らしていくのを防いでいこうというふうな観点もございまして、当然定員管理計画をつくるときには、それなりの議論をして、将来こうしていこうというのが一つでございます。

そして、当然、直接働いている人等もございまして、組合にも以前から話をしながらいろいろ進めてきております。

そういう中で、20年の4月当時に調理員の方が6人おられまして、そのときに、いろいろな話し合いの中で、全体の臨時職員の方も8人ぐらいおられましたから、その臨時職員の半分ぐらいの数になるという4人という時期なのですかね、そういうのが来るときには、民間委託にしていこうというふうな話し合いもしてきたところでございます。

それが、先ほどちょっとお話し申し上げましたように、1人の方が、ちょっと自分の都合等もございまして、学校用務員のほうに転換をしたいというのがございました。そして、今年度末、1人の方が退職をするということにはっきりしてまいりましたので、以前からの話し合いの正規の職員が4人になってしまうというような時期をとらえて、当然考えたわけでございます。

したがって、いつ決めたのということでございますから、それは、その数という見通しがこうなるというのが立った時点ということでございますから、今

年度の入った時点では、そういうふうな形で考えていこうと。ただ、当然それは組合との話し合いもありますから、直接それに携わっている方もおりますから、そういう方との話し合いをしながら、これからずっと働いていただくと。ただ、今の給食の調理場ではなくて、違う学校の用務員さんとかいう形の転換をお願いしたいということで話し合いをしております。

したがって、いつ決めたのということでございますので、先ほど申し上げましたように、全体の数が4人になってしまう見通しというのですか、現実的になってきたというふうな時期でございます。

以上です。

○藤野幹男議長 続いて、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、運営関係につきましてお答えをさせていただきたいと思えます。

今、議員さんのほうからお話がありましたように、この件につきましては、次世代育成の支援行動計画の中でニーズ調査を行いました。その中で、雨の日には子供を遊ばせることができる場所が少ないとか、いろいろそういったニーズがございました。私どもといたしましては、身近なところで安全で安心して遊べる場所、こういったところができないかというふうなことで、いろいろと内部で検討をまいりました。その結果が、行き着いたところがこの子供広場ということで、事業展開をしていきたいというふうに考えたところでございます。

何歳ぐらいかということでございますけれども、基本的には就学前の子供たちを対象にしていきたいというふうに考えております。

それから、何人かということでございますけれども、既存のいわゆる子育てグループ等々の関係を見ていきますと、大体30人から40人程度が集まっているようでございます。そういったところで考えていければいいかなというふうに考えております。

それから、指導者というふうなことでございますけれども、当面は町主導でやっていきたいというふうに考えておりまして、徐々に育児ボランティアというのでしょうか、そういった方等の連携を強めていって、イベントなども開催しながらできればいいかなと。

先ほども申し上げましたように、あわせて育児相談、こういったことも受けられるような窓口を併設していければいいかなと、こんなことで考えておるところでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。渋谷議員。

○13番(渋谷登美子議員) そうしますと、22年の4月にある程度のことですが、ごめんなさい、学校給食センターの民間委託ですね、わかったということですけれども、22年の1月に学校給食センターが稼働しているわけですね。

学校給食センターをつくるに当たって、文教厚生委員会では見ていたら意見が3つに分かれたわけですよ。1つは民間委託、そして学校給食センタ

一、そして各自校方式で、今までのものを継続していくという形になっていて、それで何とか民間委託にならないで学校給食センター設置になってよかったなと思っていたのです。だけれども、これでは3カ月の間に、具体的に副町長か町長の頭かわからないのですけれども、民間委託のほうの頭に行ってしまったわけですね。これは、何なのですかというふうな形で、もっと学校給食センターを設置するに当たっての皆さんの委員会の話を聞いていたら、議事録を読んでいたら、民間委託というのは、町のほうの諮問機関ですよ、町のほうの諮問機関で民間委託というのは出ていなかったと思うのですよ。学校給食センターをつくっていくというふうな形でずっと来ていて、民間委託というものは出てきていなくて、ではあれですか、学校給食センターとそれから定数管理とは全く違うところで話し合いがされていて、このような形になって22年の1月ですから、私はここのところは非常に問題があるなというふうに思っています。

特に、やっと学校給食センターになったというふうに思って、民間委託に行かなくてやれやれと思っていたら、こういう形で民間委託に1年後になるのですよね、つくった段階で。そして、学校給食センターの、あれは何ですか、お母さんたちと、それから栄養士の方や学校の担当の先生たちが来て、実際に話をしていきながら、学校給食センターで一応なったわけですよ。民間委託というものは全然なかった、そのときに。

そこのところで単純にこれからの問題なのですけれども、いろいろなこと

をやっていくときに、どこかに民間委託というものが頭の隅にあって、そして別のことは一方で話し合いをされながら、その段階に来た途端に民間委託になっていくという方向性が考えられていくということもあるのですよね。

だって、これからだってそうなりますよね。こんなばかな話はないなと思っていて、これはそうすると副町長が考えられたのか、町長が考えられたのかわからないのですけれども、学校給食センターの設置の部分と民間委託の設立、学校給食センターを建設する建設委員会ですか、その部分と民間委託の部分というのは、どこで話し合いがなされて、住民の意見とか、あるいは町内の庁舎ですか、庁舎の合意というのはどこら辺のところにとられてきているのか、これ全く合意も何もなくていきなり来ていますよね。行政改革の流れの中に、それはできるものはやろうというものがあったのかもしれないけれども、こんな話は私の聞いている範囲の中ではないのですよ。

私が少なくとも細かくチェックしていると思うのですけれども、そのチェックを見落とされていて、それで反対していなかったのならまずいなと思うのですけれども、これはどこでこの住民合意というのはこの中で行われてきているのか伺いたいと思います。町長と副町長の頭の中で民間委託が決定されたのか、住民との合意の中で行われてきたのか、その点について伺いたいと思います。

それから、町民ホールでの子供広場の関係なのですからけれども、子供広場事業ですか、子育て広場の関係なのですからけれども、30人から40人の子

供たちが町民ホールに毎週金曜日やってきて、そしてあそこで遊ぶのですよね。とりあえずマットを敷いてどんなことをするかわからないのですけれども、町指導でやるというのであれば、こども課の職員がこれをやっていると、町指導でやるというのであれば、こども課の職員がこれをやっていると、これは将来的にも町民ホールですずっとやっていくという形でやっていくのですか。

私、ちょっとほかにももう少し場所があるだろうと思うのですけれども、何で町民ホールなのだろうというのが非常に大きな疑問で、確かに駐車場はあるからというのはあるのですけれども、30人、40人、町民ホールに集まって1日あそこで遊んで、そして子育て広場という以上は、お母さんたちというのは、お弁当を持ってきたりいろいろしたいと思いますし、子供についてももっといろいろ遊びたいだろうと思うのですけれども、場所が不適當過ぎるのかなというふうに思うのですけれども、これについての詳細なものはどのような形で決定していくのか伺いたしたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答え申し上げたいと思います。

今回民間委託をするというのは、調理をしていただくところのみでございます。今、債務負担行為の議決をいただいております、これらが決定していただければ、これからそれなりの手続に入っていくわけでございますけれども、町がやるものと民間に委託をお願いするものというのは、はっきりして

ございます。

当然のことでございますけれども、町がやるものは献立の作成、そしていわゆる材料の手配というものは、当然町が給食センターの所長を置き、そして栄養士さんを置き、その運営をしていくと。ただ、つくる部分のみ民間にお願いをしていこうというふうなことでございます。

したがって、学校給食センターオープン時というのも、当然考えた一つの時期でございました。ただ、先ほど申し上げましたように、実際に調理に携わっている方との話し合い、組合との話等もございましたので、そういう時期に至らなかったというのも実際のことでございます。

したがって、今までも例えば水道業務の中でも、民間にお願いできるところは民間にお願いをして、できるだけ正職員をほかの事務に回していくというのは、全体的な流れの中で基本的な考え方です。

したがって、今後もいわゆるこの部分については民間にお願いをしたほうが、いろんな意味でいいのではないかというものが当然幾つかあるわけでございます。そういうものも今後はやって、当然いかなければいけないのかなというふうに思っております。

したがって、今、住民合意というお話がございましたけれども、やはり実際に調理をする部門のみ今回民間委託すると、お願いをするということでございますから、町民の方もそれなりに理解がしていただけるのではないかなというふうに、基本的には考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 続いて、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 この事業の出てきた背景を少しお話をさせていただきたいというふうに思うのですけれども、先ほどもちょっと申し上げたのですけれども、次世代育成の行動計画、これの策定委員会を何回か持って、議論をして決定したわけですが、その中で、いわゆる子育てグループ、こういった中のお母さん方等から、今まではいわゆる健康増進センターの会議室、こういったところを使いながら、いろいろほかのお母さん方との交流だとか、一緒に遊ばせたりとか、そういった活動をしてきたのですけれども、その部分が非常に狭いと。町民ホールぐらいの広さのところでは何とかできないかというようなご意見をちょうだいをしました。

そういった中で、これは町民ホールにつきましては、そういったことで、総務課のほうの管理でございましたので、そちらとの協議等も経て、今回そういった内容になった次第というふうなことでございます。

それから、お弁当の話も出たわけですが、その辺についてはまだ具体的に詳細決めていない部分もございますので、今後検討していければいいかなというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに、第2番、青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) 39 ページなのですから、小学校の七郷小学

校と菅谷中学校の体育館に係るところの設計業務委託料が出てまいりました。地方債がそれぞれ1,020万と1,250万となっています。これは、せっかく全員協議会で仮試算というか、説明いただきましたけれども、この委託料ですと新築のほうに向けて進んでいくのではないかと私思うのですが、その辺のこの設計委託料、この後にどのような進み方があるのかです。それと、あと、それちょっと伺わせていただきたいと思います。

○藤野幹男議長 それでは答弁を求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 39ページの測量設計委託、小学校ということでございます。小学校につきましては、七郷小学校の体育館を改築をしていくと。ですから、新たにつくっていくというふうなことでございます。それに要する設計費というふうなことでございます。今後どのようなスケジュールというか、進み方でというふうなお話でございます。この予算いただきますと、すぐに入札等のいわゆる業者選定に入っていきたいというふうに考えておるところでございまして、できれば年内に業者を決めていければいいかなというふうに考えております。

それで、3月末までには設計を上げていきたいと。4月の段階では、工事の発注。工事費は、まだこれから予算化をお願いするわけでございますけれども、設計費等これから出てまいりますので、お願いするわけでございますけれども、その後の4月早々というのでしょうか、ぐらいには今の予定では、

工事の関係の入札等に入っていければというふうなことで考えております。それで、全協のほうでもお話をさせていただきました、いわゆる国の補正予算。この対応の関係でいきますので、23年度中に完成するような考え方ということで現在は考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 青柳賢治議員。

○2番(青柳賢治議員) ちょっと、全協でいただいた事業費ですか。七小が1億9,940万円、それから菅中が3億5,260万円ということで、起債可能額が出ておりますけれども、ここに予定される起債可能額というのは、この間いただいた資料のとおりというような形で理解しておいていいのかどうかお願いいたします。

○藤野幹男議長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 現在考えておる工事費等々につきましては、今議員さんのほうからお話があったとおりでございまして、現段階におきましての起債とか、そういったことにつきましては先日仮試算ということでお示した数字以外にございませんので、そういったことで私どもとしても承知しているということでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに、第2番、青柳議員。

○2番(青柳賢治議員) そうしますと、これだけの起債が出てくるのが予

定されるわけですがけれども、嵐山町のそういう将来負担比率と21年度の決算でもかなり借り入れが出ていました。そういう点のところは、どうでしょうか。数字は押さえていただけますか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 答えをいたします。

将来負担比率の今ご質問がありました。当然起債をするわけでございますので、将来的にはその負担率は多少上がっていくわけでございますけれども、これを1年で返すわけではなくて、長期にわたって返すわけでございますので、その分多少将来負担比率は上がるでしょうが、しかしこの改築は今やるしかないというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに。

清水正之議員、第10番。

○10番(清水正之議員) 一般職の職員数が141人というふうに記載されているのですが、これは適正化計画、45ページ。適正化計画では幾つになっているのでしょうか。122条報告ですと、今年面接をした人が8人ぐらいになっているということですから、新採用はあるのかなというふうに思うのですが、4月1日現在で幾人ぐらいになるのか、また適正化計画からするとどの程度になるのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 清水議員さんお尋ねのこの 45 ページの数字でございますけれども、これにつきましては一般会計ということでご理解をいただきたいと思っております。特別会計を合わせて 153 人がたしか4月1日現在の人数でございます、来年の4月1日ということで考えますと、退職、それから新採用、退職が6人予定をされておまして、新採用5人を予定しておりますので、152 人になるのかなというふうに計算をしております。

以上です。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 適正化計画との比率では、どのくらいになるのでしょうか。153 人というのが、来年4月1日との関係ではどのくらいになるのでしょうか。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 今申し上げました 153 人が定員適正化計画上の数字でございます、実際には4月1日現在だと 152 人でございます。したがって、来年度の人数については 151 人になるのかなというふうに、実人員がですね、というふうに計算をしております。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第 13 番、渋谷登美子議員。

〔13 番 渋谷登美子議員登壇〕

○13 番(渋谷登美子議員) 私は、平成 22 年度の補正予算(第3号)になるのですかね、反対いたします。

その大きな理由の一つは、嵐山町学校給食センター調理事業業務委託についてです。これは、職員の定数管理のために民間委託をするというもので、そして調理請負だけなので、学校給食に関しては問題ないという話なのですけれども、現在のことを考えてみますと、今、官製ワーキングプアというのがどんどん、どんどん広がってきて、地方公共団体の下請事業者の非正規雇用がとても広がってきています。それをまさにあらわしているもので、調理請負は結局民間委託にしますと、人件費のみでそれを企業は営利を得ていくという形になります。今現在、嵐山町では公契約条例がなく、ほかの例えば先ほどの水道事業の民間委託についてもそうですけれども、働いている人の賃金や労働条件がどのようになっているか、私たち議員にもわからないし、行政にもわからないという状況の中で、調理請負だけなので、これを民間委託にしていくという形は、公務員を逆に守るという形でしか、正規職員を守るという形でしかなく、こういった形では公共事業の中の非正規職員と正規職員の格差を生むばかりであり、このような形が続いていくとま

すます日本全体の格差社会を広げていくと思いますので、この嵐山町学校給食センター調理業務委託に関しましては、嵐山町で公契約条例を制定していない以上、そこで働く人の労働条件などが保障されないということもあり、反対いたします。

もう一つ、1点なのですが、広場事業についてなのですが、余りに嵐山町では乳幼児に対しての施策が貧困で、このような形でしか行われないうのは次世代育成計画の中でも、ちょっと子供自体を全く軽視しているとか考えられないような状況で、やっとなら300万円ですか、出たという形ですけれども、もっと本来的にさまざまな形でゼロ歳から3歳児の子供たち、未就学の子供たちの子育て支援について考えるべきであり、保育園の就園率が下がっているというのも、このような結果で少子化になっている一因であると考えますので、本補正予算に関しては、この広場事業にはもっといろいろな考え方を提示、詳細なプログラムをつくること、あるいは現在町民ホールであったとしても、別の場所を考えていくというようなことが必要であると考え、反対いたします。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより、第65号議案 平成22年度嵐山町一般会計補正予算(第3号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○藤野幹男議長 挙手多数。

よって本案は可決されました。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第14、第66号議案 平成22年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第66号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第66号は、平成22年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,660万9,000円を減額をし、歳入歳出予算の総額を19億5,936万8,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋町民課長。

〔中嶋秀雄町民課長登壇〕

○中嶋秀雄町民課長 それでは、議案第 66 号の細部について説明をさせていただきます。

60、61 ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳入でございますが、第1款1項1目の国民健康保険税を 3,637 万 1,000 円を減額し、補正後の額を4億 2,127 万 7,000 円とさせていただくものでございます。

減額の内訳は、医療給付費分 2,652 万 9,000 円、後期高齢者支援金分 627 万 3,000 円、介護納付金分 356 万 9,000 円を、それぞれ現年課税分について減額させていただくものでございます。

これは、21 年所得の確定により、当初見込みに対しまして調定額が下回ることとなったために下方修正させていただくものでございますが、その主な原因といたしましては、被保険者の総所得が前年に比して総体的に低くなっているということ。それからまた、被保険者数が減っているということ。この2点が主な原因というふうに考えております。

次に、第5款前期高齢者交付金でございますが、交付金額の確定によりまして 4,488 万 8,000 円を増額し、補正後の額を4億 6,590 万 9,000 円とさせていただくものでございます。確定額は増額になってございますが、この中には本年度分に平成 20 年度分の確定精算によります追加交付分が約 7,176 万円含まれておりまして、これが増額の大きな原因となっております。

ります。

次に、第7款共同事業交付金の1項2目保険財政共同安定化事業交付金ですが、3,946万3,000円を減額し、補正後の額を1億3,828万5,000円とさせていただくものでございます。

こちらにつきましては、この交付金は1件30万円を超える高額医療費に対しまして、100分の59に相当する額が交付されるものでございます。しかしながら、その算定過程におきまして、前期高齢者交付金の交付額に基づく調整額が差し引かれることとなっております。

今回の補正で、先ほど説明させていただきましたとおり、本年度前期高齢者交付金が20年度追加分を含め大幅に増額になっていることを反映いたしまして、この差し引かれる調整額が21年度前年度の5,033万9,586円から、22年度は8,980万3,068円と大幅に増額されることが明らかとなりました。この差額分について、今回補正をさせていただくものでございます。

次に、第9款繰入金ですが、本年度の保険基盤安定事業負担金の額の確定によりまして、先ほど一般会計におきまして国、県、町のそれぞれの負担割合について補正をお願いしたところでございますが、その補正額について一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、歳出でございますが、62、63ページをお開きいただきたいと思います。まず、第2款保険給付費につきましては、歳入の補正に伴いまして財

源内訳の補正をさせていただくものでございます。

次に、第3款後期高齢者支援金等、第4款前期高齢者納付金等及び第6款介護納付金につきましては、それぞれ本年度分の額の確定に基づき補正をさせていただくものでございます。

最後に、64、65 ページをお開きいただきまして、第12款の予備費でございますが、今回の補正に伴い不足することとなる1,268万5,000円を予備費で対応するために減額し、補正後の額を858万7,000円とさせていただきます。

以上で細部説明とさせていただきます。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 60、61のこの保険財政基盤の共同安定化事業の共同交付金なのですが、前期高齢者の交付金がふえたからこっちを減らすというような説明であったというふうに思うのですけれども、ちょっとなかなか納得いかないのです、こういう減らし方をされて。これは、こういう改定がされたために減ってしまったのでしょうか。その改定がされたのであれば、ちょっとそれ、いつ改定をされたのか伺いたいというふうに思います。

それから、これいいのですけれども、所得が減ったということで保険税も減っているということは、今の景気や大学は出たけれども、職についていな

い人が嵐山町も結構いるのかなというのをちょっと推測いたします。

62、63 の保険給付費が、これが現状でおさまっているというわけですので、昨年並みのインフルエンザの流行になっても、もう十分な、十分とは答えづらいでしょうけれども、大丈夫な予算が確保されているのだろうとは思いますが、ちょっとその辺は確認したいというふうに思います。

それから、こういうふうに給付費が現状ですので、今年は安定して推移してきているのかどうか。その点も伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、保険財政の基盤安定の関係でございますが、制度が変わったのかというご質問でございますが、制度は平成 20 年度の前期高齢者の交付金が制定されました段階から、この保険財政の中に、基本的には考え方いたしますと、議員さんちょっと納得いかないというお話がございましたが、前期高齢者、当然この保険給付費の 30 万円以上の支払いの中にも前期高齢者の方々が含まれておりまして、その方々の分については前期高齢者交付金である程度賄われていると。それですから、その調整額として交付額を差し引くのだというような内容でございます。前期高齢者交付金は交付金としていただいて、それは基本的には考え方の根底には、いわゆる高齢者の多くある保険者に対して、お互いに支え合うのだというのが基本的な前期

高齢者交付金の基礎でございますから、私どもとしましては、それはそれと
していただいて、それを差し引かれない制度であれば大変ありがたいという
ように考えておるわけですが、ただ残念ながらと申しますとあれなのですが、
制度的に今そういった調整額で差し引くのだという計算式になっておりまし
て、これはいかんともしがたいことだなというふうに考えております。

それから、保険給付費、インフルエンザの今お話がございました。今回
の補正につきましては、財源内訳の補正だけをさせていただいております、
給付額自体は補正をさせていただいております。大変、インフルエンザの
流行ということにつきましては、医療費にそのままかかわってまいりますの
で、私どもも心配をしているところでございます。ただ、今までの経緯でいき
ますと、昨年度は、21年度は上半期に大幅に一気に保険給付費が伸びま
した。そういったことで12月で補正をさせていただきましたが、本年度は平
均に推移している。大体7,900万円ぐらいの一般被保険者の保険給付
費で推移しているということでございまして、今のまま進めば何とか予算内
でおさまるのではないかというふうな見込みを持っております。そういったこ
とで、現在では何とか予算内でおさまるのではないか、そのような推移で
進んでいるということでございます。

以上でございます。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうしますと、保険給付の関係なのですが、ではイ

インフルエンザの関係は、ある程度の流行になってもちょっと何とか対応できるということによろしいわけでしょうか。

そうすると、やはり大きいのは、前にも課長がお話しになりましたけれども、入院というものが一番大きく影響するものなのではないでしょうか。ちょっと、インフルエンザも相当お金が必要ではないかなというふうに思うのですけれども、その辺の割合とか額とかというのは、入院ですね、おわかりでしたらちょっとお伺いさせていただきたいのですが。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、お答えさせていただきます。

まずは、1点目、要するに医療費の増減の大きな内容は、入院費かということですが、今までのこの上半期を見てまいりましても、一気に2,000万円ぐらい前月と比較して上がった月がございます。昨年度もそういった月がございました。そういったときのその伸びを見てみますと、今議員さんからお話をいただきましたように、大きな一気に1カ月で伸びるという原因は、ほとんどが入院医療費、特に大きな手術です。特に大きなものというのは、やはりお金がかかるとってはあれなのですけれども、やはり頭、それから心臓、そういったようなところの大きな手術が2件なり3件なり、その月にありますと、一気に1,500万円とか2,000万円とかというような形ではね上がります。それに比較しますと、1年間のトータルを見てみますと、外来

の医療費というものは、去年もインフルエンザ等が新型インフルエンザも心配されましたけれども、そういった月を見ても、それほど外来の医療費というのは小幅に増減はございますが、大幅にその月だけ上がるとかということはないような傾向になっております。

そういったことでございまして、特に大きな増減の原因になるのは、やはり入院の大きな手術、大変な手術、そういったものが原因になるのかなというふうに考えております。

また、今年度も今後インフルエンザがはやれば、それなりの医療費が上がると思いますけれども、そのインフルエンザ自体よりも、インフルエンザが例えば大きな手術の原因となるのは、やはり高血圧ですとかいろんな生活習慣病の糖尿病。そういったものが原因となって、脳出血を起こす、あるいは心筋梗塞を起こすというような形の入院につながるというのが原因のような感じがいたしておりまして、そのインフルエンザもその一つのきっかけになる可能性があるということでございますので、なるべくはやらないでいていただければ重症化も免れるのではないかというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうですか。1回の入院で2,000万円も出ていくということになると、これは大きく影響すると思うのですね。やはり重症化にな

らないように、我々も注意していく必要があるなというふうに思います。

やっぱりここが一番私が気になるのですよ。だれでもそうだと思いますけれども。基金がたしか 60 万円程度でしたか。もっと低くなっていた。40 万円程度でしたか。ここが伸びれば、保険給付が伸びればもう一気に値上げだということまで嵐山町来ているわけですので、非常にここが伸びが気になっていて、ここは何とか現状維持だからどうなのかなと思うのですが、ちょっとその辺の値上げはどうなのでしょう。何とか我慢できるところまであるのかどうか、来年度ですね。難しいちょっと質問でお答えづらいでしょうけれども、答えられる範囲で結構ですのでお願いしたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず医療費の関係でございますが、今までは上半期は本年度何とか予算内でおさまって、このままいけばおさまるというふうに考えております。しかしながら、先ほど申し上げましたように、21 年度の上半期はその前年に比べますと、上半期だけで 10%以上伸びました。ところが、後半は非常に落ちついたので何とか 21 年度は過ごせたと。22 年度につきましても、上半期は今まで平穩に推移してきております。ですから、ただこの下半期がどうなるかという、今議員さんおっしゃられたとおりで、非常に我々も、私どもも毎月毎月その医療費の支払いのあれが来るたびに一喜一憂でございます。

そういったことを考えまして、先ほども今回の補正でもお願いしておりますが、まず1つは国保税、これが落ち込んでいるということ。これは、総体的な所得が落ち込んでいるというのが先ほど申し上げましたように大きな原因でございます。来年度これが伸びるということも今のところでは予想ができません。なかなか、その税の改正というのは今の時点で申し上げるといふことはもちろんできませんが、今後の推移を十分に見守って、そしていかなければならない非常にぎりぎりの状況であるというふうに考えております。

以上でございます。

○藤野幹男議長 ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) では、もう一つの保険税の関係の、もう一つの要件なのですが、先ほど課長は被保険者の減なのだというお話をしました。確かにここ3カ月で世帯も被保険者数も減少していると。同時に、取得した人よりも喪失した部分をはるかに多いと。この要因は、一体何なのでしょう。社会保険のほうに移行するということであれば、これは総体的に一般的には税金で町税のほうで返ってくるというふうに思うのですが、転出者が多いのか、あるいは後期高齢者への移行が多くなって喪失が215件に到達しているのか。後期高齢者の傾向というのは、これから余計顕著になるのかなというふうに思うのですけれども、その辺の分析というのはできているのでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 先ほど申し上げましたように、被保険者数が減をしているというのが一つの原因だということで申し上げました。今、議員さんがおっしゃっていただいた中身で、私どもも一番大きな原因は後期高齢者への移行だというふうに考えております。単純に申し上げまして、本年の22年の4月1日から22年の11月1日、これだけで被保険者数が約78人減っております。この大きな原因は、後期高齢者への移行ということです。ですから、この間もちょっとこの分析をしている中で、思ったよりも退職をされて、団塊の世代の皆さんが退職をされて国保に入ってくると。その辺のところは、任意加入という形で継続をして被保険者保険にとどまるという方も結構いらっやあって、その辺の加入者数もふえていないというのが原因かなと。後期高齢者への移行が一番大きい原因かなというふうにとらえております。

以上でございます。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより、第 66 号議案 平成 22 年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって本案は可決されました。

◎会議時間の延長

○藤野幹男議長 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第 15、第 67 号議案 平成 22 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 67 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 67 号は、平成 22 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予

算(第2号)議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万4,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を1億4,403万円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋町民課長。

〔中嶋秀雄町民課長登壇〕

○中嶋秀雄町民課長 それでは、議案第67号の細部についてご説明をさせていただきます。

76、77ページをごらんいただきたいと思います。歳入でございますが、4款1項一般会計繰入金は、保険基盤安定事業負担金の額の確定に伴いまして、2目の保険基盤安定繰入金を150万4,000円増額し、2,609万9,000円とさせていただきます。既に、一般会計の補正予算におきまして、この確定額に対する県負担分、町負担分について補正計上させていただきます。これを繰り入れるものでございます。

この負担金につきましては、保険料軽減分に対する県、町の負担分でございます。次ページの歳出におきまして、第2款後期高齢者広域連合納付金を同額の150万4,000円増額し、広域連合に納付するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。
討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより、第 67 号議案 平成 22 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)議案についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって本案は可決されました。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第 16、第 68 号議案 平成 22 年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 68 号につきまして、提案趣旨をご説明申し上げます。

議案第 68 号は、平成 22 年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第 3号)議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,331 万 6,000 円を増額をし、歳入歳出予算の総額を 6 億 3,411 万 6,000 円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

大澤上下水道課長。

〔大澤雄二上下水道課長登壇〕

○大澤雄二上下水道課長 それでは、議案第 68 号の細部説明をさせていただきます。

90 ページ、91 ページをお願い申し上げます。

まず歳入でございますが、1 款 1 項負担金の下水道事業負担金でございますが、366 万 7,000 円を増額をお願いするものでございます。これにつきましては、下水道事業受益者負担金でございます。受益者の負担金の一括納付にされる納付者が増加をしたことによりまして、増額をお願いするものでございます。

次に、2款1項使用料の1目下水道使用料でございますが、937万円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、下水道使用料でございます。9月までの実績とこれから年度末までの予測をしますと、排水料の増額が見込まれるために増額をお願いするものでございます。

次に、第6款3項の雑入でございますが、これにつきましては27万9,000円の増額でございますが、市野川流域下水道の小川幹線の管渠の埋設地を町が借り上げておるところがございます。川島地内でございますが、これにつきましては埋設当時から町が負担をしてきたわけですが、このたび埼玉県と協議が調いまして県のほうで負担をしていただけるということで、今回増額補正をお願いするものでございます。

次に、92、93ページをお願い申し上げます。歳出でございますが、1款1項総務管理費の1目一般管理費につきましては、埼玉県の人事委員会勧告に伴う人件費の補正でございます。99万2,000円の減額でございます。

次に、第2款第1項下水道事業費の2目維持管理費でございますが、1,355万円の増額をお願いするものでございますが、これにつきましては、工事請負費を1,000万円。これにつきましては、志賀2区地内の公共ますの修繕工事をさらに進めるために、箇所数といたしましては100カ所ほど予定をさせていただいていますが、その費用に充てるものでございます。

次に、備品購入費355万円でございますが、これにつきましては下水の流入水量の実態把握のために超音波流量計を2機購入をし、実態把握の

ために使用していきたいと。そういう趣旨で購入をお願いするものでございます。

次に、第4款予備費でございますが、75万8,000円増額させていただきました。1,505万4,000円となるものでございます。

その他、次のページ以降につきましては、ご高覧をいただきたいと思っております。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 91ページ、下水道使用料なのですが、水道の利用料が減ってきているというお話でしたですね。ですけれども、これは水道と下水は同じあれですので、ふえているというのは何か原因があったのでしょうか。ちょっとその辺伺いたと思います。

それから、その下の件ですが、これはそうしますともともと県が負担すべきものを町がずっと負担をしてきたと、そういうものなのですか。ちょっとこのますの設置というのはいつごろ設置されたのか。もしおわかりだったら伺いたいと思うのです。いつごろ設置されて、県がもともと負担すべきものだったのかということです。

それから、93ページの志賀2区の流量計なのですが、2機購入するとい

うことでご説明あったわけですが、その2機を購入してはかれば実態の把握ができるわけなのですか。2機で足りるのかどうかということ、ちょっと聞きたいのですけれども。

以上です。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

まず、下水道使用料の増額の件でございますが、これにつきましては水道がそんなに伸びないのに、下水道の使用料がなぜ伸びるのかというお尋ねですが、これにつきましては実際に9月までの使用料の収入状況を見ますと、今1億円ほど収入があるわけですが、それ以降の予測をしておるわけですが、実際にそれを昨年度と9月までの比較しますと、昨年度よりも860万円ほど収入額が伸びておるという状況でございます。これについては、詳細はありませんけれども、下水道の接続の推進、お願いの通知だとか、未接続のご家庭にそのようなご通知も差し上げて、そのような啓蒙しておりますので、そういうこともあるのかなと。それと、新たに川島地区等も毎年区域が、供用開始の区域がふえておりますので、そういうところも要因があるのかなと、そういうふうに思っております。

それと、次の雑入の件ですが、これにつきましては埼玉県が下水道の幹線を布設した時期、ちょっと私、うろ覚えで申しわけないのですが、恐らく布

設されたのは平成の初め、2年ごろか元年か、そのころあたりかなと、そういうふうに思います。その当時から、嵐山町が土地の借り上げ料については地権者の方にお支払いをしてくれていると、そういうことでございます。それで、今回県のほうで負担をしていただけたという経過に至るまでは、この名前のおり小川幹線ということで、小川町のほうに向かっていく幹線だということで、以前には小川町さんにはこの負担を、嵐山町だけでなく小川町さんにもご負担をいただけますかという、そういうご協議も申し上げていたわけなのですけれども、その辺もなかなか協議が調わずに今現在に至っていて、今年になって県も交えて協議をした結果、県のほうで負担をしてよろしいというふうな結論に至ったわけで、それに基づいて県と協議書も今交わされたところでございますので、そういうふうな経過がございます。

それと、支出のほうの流量計の件でございますが、これにつきましては先ほどご説明申し上げましたように、2機購入を予定をしておりますが、これにつきましてはポータブル式の流量計でございますので、移動が可能なものですから排水管路に設置ができますので、調査をする場所を定めて幾つかの場所でできると、そういうふうなことで、2機あれば当分の間は有効に水量の把握ができるかなと、そういうふうには思っておりますので。

以上でございます。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより、第 68 号議案 平成 22 年度嵐山町下水道事業特別会計補正
予算(第3号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○藤野幹男議長 挙手多数。

よって本案は可決されました。

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第 17、第 69 号議案 平成 22 年度嵐山町水道事業
会計補正予算(第2号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 69 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げ
ます。

議案第 69 号は、平成 22 年度嵐山町水道事業会計補正予算(第2号)

議定についての件でございます。収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業費用を45万8,000円減額をし、合計4億8,074万2,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的支出を7万7,000円減額をし、合計2億3,670万9,000円とするものであります。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより、第69号議案 平成22年度嵐山町水道事業会計補正予算(第2号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○藤野幹男議長 挙手多数。

よって本案は可決されました。

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第18、第70号議案 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第70号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第70号は埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についての件でございます。

蓮田市及び蓮田市白岡町衛生組合の名称変更に伴い、埼玉縣市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めます。

なお、細部説明は省略させていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより、第70号議案 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって本案は可決されました。

◎請願の委員会付託について

○藤野幹男議長 日程第19、請願の委員会付託を行います。

本職あて提出されました、請願第4号「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願書、請願第5号 高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書の採択を求める請願、請願第6号 後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める請願及び請願第7号 最低補償年金制度の制定を求める意見書の採択を求める請願は、文教厚生常任委員会に、会議規則第92条の規定により付託いたしますので、ご了承願います。

なお、お諮りいたします。請願第4号、請願第5号、請願第6号及び請願第7号の審査につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思っております。これにご異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第4号、請願第5号、請願第6号及び請願第7号につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎休会の議決

○藤野幹男議長 お諮りいたします。

議事の都合により、12月1日及び2日は休会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、12月1日及び2日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○藤野幹男議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後 5時11分)